

平成23年9月
勝浦市議会定例会会議録（第3号）

平成23年9月9日

○出席議員 15人

2番 鈴木 克己 君	3番 戸坂 健一 君	4番 藤本 治 君
6番 根本 譲 君	7番 佐藤 啓史 君	8番 岩瀬 洋男 君
9番 松崎 栄二 君	10番 吉野 修文 君	11番 岩瀬 義信 君
12番 寺尾 重雄 君	13番 土屋 元 君	14番 黒川 民雄 君
16番 丸 昭 君	17番 刈込 欣一 君	18番 板橋 甫 君

○欠席議員 3人

1番 磯野 典正 君	5番 渡辺 玄正 君	15番 末吉 定夫 君
------------	------------	-------------

○地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

市長 猿田 寿男 君	教育 長 松本 昭男 君
総務課 長 関 重夫 君	企画課 長 関 利幸 君
財政課 長 藤江 信義 君	税務課 長 黒川 義治 君
市民課 長 佐瀬 義雄 君	介護健康課 長 西川 一男 君
環境防災課 長 目羅 洋美 君	都市建設課 長 藤平 喜之 君
兼清掃センター所長	
農林水産課 長 関 善之 君	観光商工課 長 玉田 忠一 君
福祉課 長 関 修 君	水道課 長 藤平 光雄 君
会計課 長 花ヶ崎 善一 君	教育課 長 中村 雅明 君
社会教育課 長 菅根 光弘 君	

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長 守澤 孝彦 君	議事係 長 大鐘 裕之 君
---------------	---------------

議 事 日 程

議事日程第3号

第1 一般質問

第2 休会の件

開 議

平成23年9月9日(金) 午前10時00分開議

○議長(丸 昭君) ただいま出席議員は14人で定足数に達しておりますので、議会はここに成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元へ配布したとおりでありますので、それによってご承知を願います。

一 般 質 問

○議長(丸 昭君) 日程第1、一般質問を行います。

質問順序表の順序により順次質問を許します。最初に、藤本 治議員の登壇を許します。藤本議員。

[4番 藤本 治君登壇]

○4番(藤本 治君) 日本共産党の藤本 治でございます。

まず最初に、台風12号の短期間に1,000ミリを超える豪雨によりまして、友好都市那智勝浦町は甚大な災害に見舞われております。皆様に対して、心からお見舞いを申し上げます。

質問通告に従いまして、まず第一に、市長の公約と政治姿勢についてお伺いいたします。猿田市長は、勝浦にはそれほどなじみのある人ではなかったにもかかわらず、無投票で当選をなさいました。選挙がありませんでしたので、多くの市民は猿田市長が何をなさるつもりなのかをようやく「広報かつうら」706号で市長就任のあいさつで知ることができたというところがあります。そして、一昨日、9月議会での所信表明におきましても、ほぼ同様の所信表明をお伺いしたところであります。

まず第1点で、猿田市長は事あるごとに山口市政の継承を表明されてきました。その山口前市長は、3月議会において、7項目の所信表明を行っておられます。このうち猿田市長が取り下げるものは何かあるのかどうか。あれば、その理由は何かをお伺いしておきます。

2点目には、市長の政治姿勢の基本を伺っておきます。それは憲法第13条、「すべての国民は個人として尊重され、生命、自由、幸福追求の権利は最大の尊重を必要とする」という条文であります。次に、地方自治法第1条、「地方公共団体は住民の福祉の増進を図る」という条文、そして、市民の声、この3つに対してどういう態度をとるのかということでもあります。私は、憲法第13条の実現のためにこそ、国政や地方自治はあると考えております。幸福であるべき市民こそが市政の主人公と考えていますが、市長はいかがお考えでしょうか。

2点目に、水道料金の値下げについてお尋ねします。NHKが日本一高いと報じた勝浦市の水道料金。昨年暮れに行った我が党の市民アンケートでも、要望の上位5位までが負担の軽減を求めるものであります。その1位が水道料金の値下げでした。党の支部と後援会は、早速、署名運動に取り組み、短期間で736筆の署名が寄せられました。先日、市長にこれをお届けし、お受け取りいただきました。そのことを皆様にもお知らせいたしましたので、今日は多くの方々議会傍聴に駆けつけてくださっています。

さて、市長には、水道料金が低いとの認識がとおりになるかどうか、まず最初にお伺いしておきます。

2つには、県の市町村水道総合対策補助制度の概要と、夷隅郡市での利用実績をご説明いただきたいと思います。

3つには、3月議会で山口前市長は、県の市町村水道総合対策補助制度を活用しての水道料金値下げを水道課、財政課とも十分協議しながら検討したいと答弁されました。山口市政の継承を唱える猿田市長の態度、見解をお伺いいたします。

3点目には、国保税の引き下げについてご質問します。

まず第1には、我が党の市民アンケートでも要望の上位を示しました。私は既に国民健康保険税は市民の担税能力の限界を超えていると考えますが、国保税が高過ぎるとの市長の認識がとおりになるかどうか、お尋ねいたします。

第2には、27年前には50%ありました国庫負担率が現在、大幅に削減をされております。ここに国保運営を困難にしている最大の原因があると考えますが、市長の見解をお伺いいたします。

第3には、この負担軽減のためには、まず国庫負担率をもとに戻す根本解決を国に求めるとともに、国が改めない当面の間、市としては一般会計からの繰り入れを行うべきと考えますが、市長の見解をお伺いいたします。

4点目は、デマンドタクシー、お年寄りにはわからない言葉ですので、乗り合いタクシーと言いかえたいと思っておりますが、乗り合いタクシーの導入についてお尋ねいたします。

まず、1つには、山口前市長は、オンデマンドバスの導入の検討を所信表明において表明されていらっしゃいました。これを引き継ぐ意思があると思っておりますが、猿田市長にその意思を確認しておきます。

2つには、みずから幹線道路にまで出なくとも、いすみ市では300円で運用されておりますが、300円ほどの負担で玄関先まで迎えにきてくれる乗り合いタクシー、デマンドタクシーが切望されております。巡回バスとは異なる、このような交通手段を求める市民の要望にこたえるべきではないでしょうか。見解をお伺いいたします。

5点目には、防災のまちづくりについてお尋ねします。地震、津波から保育所や小中学校では子供たちの犠牲は一人も出さないという決意と対策が必要だと考えます。この点に絞って、2つにわたるお尋ねをします。

まず第1点は、震災の当日、興津、鵜原、東保育所の3カ所での避難の実際はどうだったでしょうか。保育所の耐震化が急がれるわけですが、この3カ所の海岸に近い保育所は高台への移転が必要ではないかと考えますが、見解をお伺いいたします。

2点には、小中学校の耐震化の進捗状況と今後の計画についてご説明いただきたいと思えます。また、子供たちの命綱である教師を守る備えは、すべての学校で十分備えられているのかどうか、お伺いをいたします。

次に、6点目に放射線からの防護についてお尋ねします。

一つは、放射線量の監視と広報、対策をとるべき目安値についてであります。まず第1に、測定結果はホームページでは随時更新されておりますが、広報では2回目が先日掲載されたばかりであります。全世帯への広報を丁寧にするべきではないでしょうか。また、どちらにも目安

として3.8及び1.0マイクロシーベルトが目安として示されているが、妥当でしょうか。野田市を初め0.19マイクロシーベルト以上を対策をとるべき目安としているところが広がっております。これらの動向に注意を払うとともに、より安全を期す態度で目安を考え、示すべきではないでしょうか。

2つ目に、ホットスポットの監視や汚泥、焼却灰などの放射線量の測定と公表を行うべきであります。学校の校庭内でも水の集まる場所などに線量の高い場所が見られるなどの例があり、毎回の測定はグラウンドの中央で行うとしても、適宜、ホットスポットの有無を確認し、公表すべきと考えますが、いかがでしょうか。

3つ目は、現在実害は茶葉のみでありますけれども、これ以外にはないのかどうかの確認が大切であります。堆肥や農産物、水産物への現在及び今後の安全確認をどう進めるのか、お伺いいたします。

大きな2点目としましては、東京電力に対する損害賠償請求を行っていく必要がありますが、現在、何についてどのように準備されているかをお伺いいたします。

7点目に、エネルギーの地産地消についてお伺いいたします。福島第一原発の事故から間もなく6カ月がたとうとしております。なお、収束に向かっているとは言えません。今度の事故で大気中に放出された放射性物質、いわゆる死の灰は炉心にあった1%から2%だと言われておりますが、これが一けた多ければ、一体どれほどの被害になったか、想像もつきません。放射性物質、死の灰は、これを始末する、無害にする技術はまだ人類は持ち合わせておらないわけであります。したがって、今回の事故からの教訓は、原発からの速やかな撤退を決断をし、自然エネルギー、再生可能エネルギーの本格的な導入への転換が必要だと考えますが、市長の見解をお伺いいたします。

2つ目に、原発からの撤退となれば、地方自治体においてもエネルギーの地産地消を本分と位置づけ、地域の特性やエネルギーポテンシャルを把握しつつ、太陽光発電など普及すべきものを強力に推進すべきと思いますが、どのように対処しようとしているのでしょうか、お伺いをいたします。

最後、8点目に、改定介護保険法への対応についてお尋ねします。

まず第1に、本改定により市町村は介護予防日常生活支援総合事業、以下、総合事業と呼ばせていただきますが、を創設できるとされました。市はどのように対応しようとしているのでしょうか。

第2には、総合事業の対象は介護保険の要支援者1、2と介護保険の非該当の高齢者であり、要支援者につきましては介護保険の予防給付を受け続けるか、総合事業に移行させるかを市町村が一人ひとりについて判断することと定められております。その際に意に反して、それまで利用していた介護サービスが取り上げられる可能性があるのではないかと危惧しております。その危惧がないかどうか、お尋ねをいたします。

第3には、市町村が独自に行うべき支援事業は、介護保険非該当の方たちへの生活支援や権利擁護、これは既にやられていることでもありますので、これを一層充実させることではないでしょうか。

以上3点をお伺いして、私の第1回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（丸 昭君） 市長から答弁を求めます。猿田市長。

〔市長 猿田寿男君登壇〕

○市長（猿田寿男君） ただいまの藤本議員の一般質問に対して、お答え申し上げます。

初めに、市長の公約と政治姿勢について申し上げます。

1点目の山口市政の継承を表明しているが、本年3月議会で山口前市長が7項目の表明をされたうち、取り下げるものは何か。また、その理由はとのご質問であります。議会の初日の所信表明でも申し上げましたとおり、私は志半ばでご逝去された山口市長の遺志を埋もれさせることなく、これを引き継ぐ覚悟で市長選挙に立候補したものでございます。したがって、基本的には山口市長が掲げられていた公約は、そのまま私の公約として考えておりますので、既に対応済みの公約は別として、取り下げる事項はございません。

なお、私の議会初日の所信表明や公約パンフレットの中で山口市長の公約と若干異なる部分もありますが、これは取り組まないというわけではなくて、公約の文章表現方法の違いによるものでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

2点目の政治姿勢についてのご質問であります。個人の尊重、幸福追求権及び公共の福祉について規定している憲法第13条は、日本国憲法が基本的人権の尊重を理念とすることの根拠条文の一つとなっているものでありますので、当然、これを尊重すべきと考えます。

また、地方自治法第1条の規定は、地方自治の目的が住民の福祉の確保・増進を図ることであり、そのためには地方公共団体が住民の意思に基づき、その責任において民主的に運営されなければならないと理解しております。したがって、市政運営に当たりましては、藤本議員のおっしゃるとおり、市民こそが市政の主人公であることを常に念頭に置きながら、市民の皆さんのご意見を十分お聞きし、そのご意見を可能な限り、市政に反映してまいりたいと考えております。

次に、水道料金の値下げについて、市長に水道料金が高いとの認識はあるのかとのご質問でございますが、勝浦市の水道料金が他の水道事業体に比べ高額であるとの新聞記事もありますが、私は高料金であるということは十分認識しております。

2点目の千葉県市町村水道総合対策事業についての制度の概要でございますが、県は市町村または市町村が組織する一部事務組合が経営する水道事業及び水道用水供給事業に対し助成することにより、水道料金の格差を是正し、住民負担の軽減を図るとともに、その経営の健全化を促進することを目的とした補助制度でございます。

助成の対象となる事業は、市町村または市町村が組織する一部事務組合が経営する事業で、前年度給水原価が基準給水原価を超え、かつ市町村の一般会計から高料金対策として補助を受けていること、県補助金の限度額は市町村一般会計から高料金対策として繰り出した額、または前年度給水原価と基準給水原価の差額に前年度年間有収水量を乗じて得た額の半額のいずれか低いほうの額ということになっております。

次に、近隣の水道事業体でこの制度を利用している市町村の実績でございますが、平成21年度について申し上げますと、いすみ市におきましては県より3億7,468万3,000円、一般会計から3億8,824万1,000円、大多喜町におきましては、県より7,207万9,000円、一般会計から7,350万円、御宿町におきましては、県より1,765万2,000円、一般会計から2,300万円の補助金を受けております。

3点目の3月議会で、県の市町村水道総合対策補助制度を活用しての水道料金値下げを水道

課、財政課とも十分協議しながら検討したいとの市長答弁がありました。現在の進捗状況と市長の意気込みはというご質問でございます。市では、現在、次期総合計画を策定中でありますので、この計画事業実施による財源等を考慮しつつ検討してまいりたいと考えております。

次に、国保税引き下げ、国保税の担税能力についてでございますが、厚生労働省の資料によりますと、平成21年度の各医療保険における加入者1人当たり平均所得及び加入者1人当たり保険料は市町村国保で平均所得79万円に対し、保険料は8万3,000円となっており、負担率については約10.5%であります。同様に、協会健保の負担率は約4.1%、組合健保の負担率は約3.2%、共済組合の負担率は約3.3%などとなっており、市町村国保が他の医療保険に比べ負担率は高くなっている状況でございます。

この負担率につきましては、市町村国保が被用者保険に比べ高齢者や低所得者を多く抱えている等の構造的に問題を抱えていることも大きな一因であると認識しております。

2点目の国保の国庫負担率についてでございますが、議員ご承知のとおり、療養給付費の国庫負担につきましては、療養給付費負担金として34%、調整交付金として9%となっており、県調整交付金の7%を合わせますと、50%が国、県の負担金及び補助金で賄われることとなります。また、職員給与費や特定健康診査等の経費を含めた国保財政全体で考えますと、国庫支出金等の割合は平成22年度の決算見込みではおよそ30%程度となっております。

また、医療の高度化等に伴う医療費の増加につきましても、国保財政を圧迫している一因であると考えますが、市といたしましては、公平で適正な国保運営のため、引き続き市長会等を通じて国等へ財政支援について要望してまいりたいと考えております。

3点目の一般会計からの繰り入れによる負担軽減についてでございますが、平成22年度においては、医療費の増加と景気低迷による国保税の減収に係る財源不足を補うため、税率改正に合わせ基金の取り崩しと、一般会計から3,500万円の繰り入れをお願いし、収支の均衡を図ったところでございます。

平成23年度につきましては、今後の医療費の動向が国保財政に大きく影響しますが、現時点では収支の均衡が図られる見込みでありますので、一般会計からの繰り入れは考えておりません。

次に、デマンドタクシー、乗り合いタクシーについて申し上げます。

まず、デマンドバスの導入の検討を表明していた山口前市長の意思を引き継ぐかということ、また、デマンドタクシーなどの交通手段を求める市民の要望にこたえるべきではないかとのことでございます。

デマンド交通とは、利用者の要求に対応して運行する形態の交通手段でありまして、過疎地を抱える自治体で注目されておることは承知いたしております。形態として、バス、ワゴン車などを利用して導入されることが多いようではありますが、導入に伴うシステム経費、バス事業者、タクシー事業者との調整など、課題も多くありますので、持続可能な方策を引き続き検討してまいりたいと考えております。

次に、防災のまちづくりについてでございます。

初めに、震災当日の興津、鶴原、東保育所での避難の実態についてでございますが、興津保育所では保育士等の職員及び実習生、これは1名ですが、の9名で園児45名の保育中、津波警報の発令に伴い、高台にある目黒区立興津健康学園へ、そのうち乳児9名は職員の自動車を使用

し搬送、幼児36名は徒歩により避難いたしました。鵜原保育所につきましては、保育士等3名で園児19名の保育中、地震発生に伴い、机の下に退避。その後、防災ずきんをかぶり避難場所である隣接の清海小学校3階図書館へ避難いたしました。また、東保育所は、保育士等4名で、園児19名を引率し、徒歩にて避難場所である豊浜小学校へ避難いたしました。

今回の避難に際しましては、ふだん実施している火災や地震などの避難訓練等により、職員等の行動や子供たちも驚いたり動揺することなく、速やかに避難ができましたが、ただ、乳児の移動に当たり、自動車での移動、避難を余儀なくされました。

次に、保育所の耐震化が急がれるが、海岸に近い保育所は高台への移転が必要ではないかのご質問でございますが、議員ご指摘のとおり、保育所施設の大半が木造の老朽化施設であり、加えて海岸付近の保育所、特に興津保育所及び鵜原保育所につきましては、地震、津波等、防災の観点からも高台への移転が必要であり、これらを踏まえた保育所の再編を検討したいと考えております。

また、保育所や小中学校の防災対策についてでございますが、市内の各保育所、小中学校では毎年地震を想定した避難訓練を実施しているところでございますが、海岸に近い小中学校では大津波を想定した避難訓練を計画し、既に高台への避難訓練を実施した学校もございます。また、現在、市内7カ所の教育施設耐震2次診断を実施しているところでございます。今後、診断の結果を踏まえ、学校耐震工事の早期完了を目指し、学校の耐震化計画を策定してまいります。今後も安心・安全な教育環境づくりに取り組んでまいります。

2点目の小中学校の耐震化についてでございますが、学校の耐震化につきましては、昨年度、勝浦中学校校舎、豊浜小学校校舎の耐震補強及び大規模改修工事を実施し、勝浦中学校は平成22年9月22日に、豊浜小学校も12月21日に竣工したところでございます。学校施設は、児童・生徒の学習、生活の場であるとともに、地震等の災害時には地域住民の応急避難場所としての役割も果たしていることから、その安全性の確保については早急な対応が必要であると考えております。また、老朽化した教育施設の改築、改造なども極めて重要な課題となっております。

本年度は、昭和56年以前の建築基準で施工した8つの教育施設のうち、耐震2次診断を実施していない7施設の耐震診断を実施しております。今後、診断の結果を踏まえ、学校耐震工事の早期完了を目指し、学校の耐震化計画を策定してまいります。今後も安心・安全の教育環境づくりに取り組んでまいります。

次に、教師を守る備えについてのご質問ですが、市内小中学校のうち教師全員の防災ヘルメットを配備している学校は5校でございます。現在、市内小中学校の全教職員への防災ヘルメットの配備について検討しているところでございます。

次に、放射線からの防護について申し上げます。

1点目の放射線の測定結果を全世帯に丁寧な広報や対策をとるべき放射線量の目安についてでございますが、放射線の測定については市内6カ所の定点、保育所、児童遊園等、児童福祉施設11カ所、幼稚園、小中学校11カ所、その他社会教育施設2カ所、公園2カ所の合計32カ所において1週間、または2週間の間隔で測定しております。

測定結果の公表につきましては、ホームページにおいては随時公表し、広報紙においては8月5日に定点6カ所の結果を掲載いたしました。

今後につきましては、9月2日発行の広報紙から月1回、32カ所、2回分の測定結果を掲載

する予定でございます。

また、対策をとるべき放射線の目安につきましては、原子力災害対策本部から平成23年8月26日に除染推進に向けた基本的な考え方が示され、その中で推計年間被曝線量が20ミリシーベルトを下回っている地域においては1ミリシーベルトに近づくこと、とりわけ学校、公園等、子供の生活圏についてはさらに1ミリシーベルトを下回ることを目指しますとなっておりますので、これを参考といたしたいと考えます。

2点目のホットスポットの監視、汚泥、焼却灰などの放射線量の測定と公表についてでございますが、7月の末に購入いたしましたシンチレーションサーベイメーターで小中学校や保育所等の測定を2回行いましたので、今後、適宜、ホットスポットになりそうな場所についても測定してまいります。

また、汚泥、焼却灰につきましては、行政報告で申し上げましたとおり測定し、その結果は1キログラム当たりの放射性セシウム濃度が汚泥が24ベクレル、焼却灰が1,361ベクレルで、それぞれ問題になるような数値ではありませんでした。この結果につきましては、ホームページ、広報紙で公表いたします。

次に、実害は現在のところ茶葉のみ、堆肥や農産物、水産物への現在及び今後の安全確認をどのように進めるのかとのご質問であります。福島第一原発の事故に関連いたしまして、千葉県においては3月24日から県内農産物の放射性物質検査を実施しており、勝浦市内の農産物につきましては4月28日から上野地区、総野地区において検査を実施いたしました。検査の結果、茶葉から放射性セシウムが暫定規制値を超え出荷自粛となっておりますが、茶葉以外からは放射性物質は検出されておらず、安全性が確認されております。

また、水産物につきましても、千葉県においては3月23日から漁業団体の全国近海かつお・まぐろ漁業協会では5月27日から放射性物質検査を実施しており、安全性の確認に努めているところであります。今後も県と連携し、放射性物質検査を継続し、農林水産物の安全性を確認してまいります。

次に、東電に対する損害賠償請求は、何についてどのように準備されているかとのご質問であります。損害賠償を求めるには被害の申し出が必要となることから、千葉県が作成した福島第一原発事故による損害賠償請求についてのリーフレットを8月22日に市政協力員にお願いし、上野・総野地区の全世帯に配布するとともに、勝浦・興津地区の生産者については個人郵送、また、市のホームページに掲載し、周知を図ったところであります。

今後、放射性物質が確認された茶葉については、損害賠償請求するとともに、その他の農産物についても問い合わせがございましたならば、市農林水産課及び千葉県夷隅農業事務所が相談窓口となり、対応してまいりたいと考えております。

また、これらのほかにも風評被害につきまして、ホテル、民宿などについても現在、調査を行っているところでございます。

次に、エネルギーの地産地消について申し上げます。

1点目の原発からの速やかな撤退を決断し、自然エネルギーの本格的導入への転換ということでございますが、東日本大震災において電力というものが社会経済や国民生活に及ぼす影響の大きさを再認識するとともに、原発事故のおそろしさも痛感しているところであります。

原発から撤退するとなりますと、現在の社会経済活動や国民生活を維持していくためには代

替エネルギーが必要になりますが、自然エネルギー等でそれを賄えるのか。また、温室効果ガス削減と化石燃料による火力発電の関係など、さまざまな角度からの検討が必要ですので、判断は難しいと考えます。

2点目のエネルギーの地産地消についてでございますが、国、県の施策の展開を見ながら、本市の自然エネルギー資源を模索、検討してまいりたいと思っておりますが、当面、個人住宅における太陽光発電の導入を促進するため、今期定例会に提案中の一般会計補正予算書に住宅用太陽光発電設備導入促進事業補助金を計上しておりますので、議決されましたならば、設置に対し補助を実施いたします。

次に、改正介護保険法への対応について、初めに本改定により、市町村は介護予防日常生活支援総合事業を創設できるとされたが、市はどう対応しようとしているのかについてでございますが、今回の介護保険法改正では要支援認定者及び2次予防事業者対象者向けのサービスとして訪問介護や通所リハビリ等の介護予防に加え、見守り、配食などの生活支援や権利擁護事業などの多様なサービスを提供する介護予防日常生活支援総合事業が創設されたところであり、市町村の判断により地域支援事業として導入することが可能とされました。

本事業への対応につきましては、被保険者のニーズを十分にとらえつつ、介護保険制度が将来に向かって持続可能な制度として運営できるよう、次期介護保険事業計画への位置づけを検討していきたいと考えております。

2点目の介護予防日常生活支援総合事業の対象者は、要支援1、2と介護保険非該当の高齢者であり、要支援者については介護保険の予防給付を受けるか、総合事業に移行させるかを市町村が一人ひとりについて判断することになります。その際、意に反してそれまで利用していた介護サービスが取り上げられる可能性があるのではないかについてのご質問であります。この介護予防日常生活支援総合事業の利用者として想定しておりますのは、介護保険の要介護認定におきまして、要支援と非該当の設定を行き来するような高齢者、または虚弱、引きこもりなどにより介護保険制度に結びつかない高齢者等でございます。この事業を導入した市町村におきましては、利用者の状態や意向に応じて予防給付で対応するのか、新たに創設された総合サービスを利用するのかを判断することとされております。

ご質問の中で、市町村の判断によって要支援の人から介護保険のサービスを取り上げるといった旨のご指摘がございましたが、同事業は予防給付のサービスに加えて、配食サービスや見守り事業など、日常生活支援のための事業も合わせて受けることができるものであります。詳細につきましては、国からいまだ示されておられません。保険者が予防給付と介護予防、日常生活支援総合事業のいずれかが適切か判断することとしており、実施する場合は、利用者の意向を十分に尊重してまいりたいと考えております。

3点目の市町村が独自に行う支援事業は、介護保険非該当の方たちへの生活支援、権利擁護などにこそ充実させるべきではないかとのご質問でありましたが、市では高齢者の方が年齢を重ねても、自分らしく生き生きと生きがいを持って生活できるよう、介護予防事業を実施しております。また、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の方に対して、これまで実施している支援事業や認知症高齢者のサポーター養成、権利擁護事業などの充足などに努力してまいりたいと考えております。

以上で藤本議員に対する一般質問の答弁を終わります。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。藤本議員。

○4番（藤本 治君） ご答弁、ありがとうございます。まず、第1点目の市長の公約と政治姿勢につきましてですが、市民こそが市政の主人公であることを常に念頭に置くことをご答弁をいただきました。私は、今回の質問においても、また今後の一般質問におきましても、市民の声を真っ正面から市長にぶつけてまいりますので、それをしっかりとお受けとめいただきたいと思っております。

では、2点目の水道料金の値下げについてお尋ねをいたします。このご説明のとおり、一般会計から水道会計に繰り出された額が県の補助金となるという仕組みであるということで、近隣ではいすみ市、大多喜町、御宿町がそれぞれ県の補助金を受けておられるというご報告がありました。せんだって市長のもとに736筆の署名をお届けした際にも、市長は藤平市長がなぜこの制度を利用しなかったんだろうかと、ややげげんそうに語られていたのが私の印象に残ったところでありまして、県が定めております高料金対策格差を是正せんがために、このような制度を千葉県が持っているということは非常に気のきいた制度を千葉県は備えていらっしゃるというふうな思いでありまして、そういう点では猿田市長も同じようにこの制度を使うことにさほどのちゅうちょをお持ちではないのではないかと考えた次第ですけれども、藤平市長はこれにこだわられた市長でありますけれども、猿田市長にはそういうこだわりはないではないかということで、その辺のご心境、率直なところをお尋ねしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。猿田市長。

○市長（猿田寿男君） いろいろなデータを見ますと、確かに本市の水道の料金は高いというデータになっております。県のそういう高料金対策の補助制度もあるわけでございますけれども、今までやってきた中では、恐らく水道会計という特別会計の独立の考え方、それを一般会計から水道会計へ繰り出す場合の財源の問題等々、いろいろ各団体によってその事情は違うというふうに思っております。今までいろんな中で、そういう中でこの繰り出しはやっていなかった。もっとずうっと昔の過去には一般会計から繰り出しをしているということもありましたけれども、ここ当分はやっていなかったということでございますので、現在、次期の総合計画を策定中でございますので、そういう中で全体の計画をやっていく中で財源等を見比べながら、そこら辺を考えていきたいと思っております。以上です。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。藤本議員。

○4番（藤本 治君） 総合計画の中でということなんですが、そうしますと、実施するとなればの話ですけれども、実施自体がかなり先のほうになってしまうのではないかとこの危惧を持つんですが、市民の願いは本当に切実でして、負担の軽減を、水道料金だけについて求めているわけではないんですが、とにかく昨年やりましたアンケートの上位5項目というのは、すべて負担を何とか軽減してほしいという願いがあらわれたものでして、その第1位が水道料金であったということなんです。ですから、市民の今の暮らしからすれば、一刻も早くこの負担の軽減を図ってほしいということでありますので、次期総合計画の中で具体化というふうになりますと、一体いつになったらそのことが具体化されるのか、その辺の見通しも明らかにしていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。猿田市長。

○市長（猿田寿男君） 現在、次期総合計画を策定中でありまして、12月を目途に策定をする予定でございます。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。藤本議員。

○4番（藤本 治君） それでは、市民のそういう一刻も早くという願いを申しやうしていただくとともに、ぜひとも水道料金の値下げを断行していただきますように重ねて要望して、せんだってお届けした736筆の署名は、まだごくごく我々が取り組んだ一部でありまして、これ以上集まらないから取りやめたというものではございませんので、なお引き続き市民の大きな声を今後も集めて市長にお届けしていきたいと考えております。

次に、国保税の引き下げにつきましてのご質問に移らせていただきますが、国庫負担が国保運営を困難にしている最大の原因ではないかというお尋ねをしたわけですが、それに対するお答えとしては、国保に高齢者を多く抱えている、そういった要因をお述べになられました。確かに国保運営が困難な要因は幾つもあるんですね。国の補助金だけではなくて、高齢化の進捗による医療費の年々の増大、国保の被保険者がだんだん所得が少なくなっていく、いわば貧困化といいますか、そのような状況、そういった要因が重なり合って国保運営を極めて困難にしているというのは、私も承知しているところでありますけれども、その中で一番根本的な原因は何かというお尋ねをさせていただいたわけなんです。先ほど30%という国の国庫負担の金額についてもお示しになりましたけれども、とにかく27年前50%あった国庫負担が、実際の額でいっても30%ほどに今減っているということでもありますので、このことが年々増大する医療費、あるいは加入者の貧困化、そういったものを支えるべき国の支えが、以前5割あったものが大幅に削減されていると。それがこの国保を支える上での一番大きな支えが失われているということだと私は認識しているわけなんです。そのことについて最も大きな原因があるというのが私の考えですけども、市長がそれを否定されるおつもりかどうか、そのことについてどうお考えなのか、しっかりとご答弁をいただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。佐瀬市民課長。

○市民課長（佐瀬義雄君） お答えいたします。国保税が高い最も大きな原因でありますけれども、先ほど議員もおっしゃられていましたが、低所得者が集中しているとか、高齢者が多いとかというのがございます。ただ、我が国は医療保険制度を考えますと、市町村国保のほかに協会健保や組合健保、共済組合等々ございます。市町村国保以外につきましては、労働者が集中しております、働いている方が多い。その中で保険料につきましては働いている方の給料からいただいていると。ところが、市町村国保につきましては、先ほど申したような構造的な問題が多く存在しております。そこで国、あるいは県におきまして、財政負担、被保険者の軽減を図るべく交付金やら補助金やらを交付している現状であります。

市町村国保の加入者1人当たりの保険料につきましては、厚生労働省の資料によりますと8万3,000円、先ほど市長が答弁したとおりでございますが、それに対する所得は79万円で、10.5%ほどの負担となっております。ところが、協会健保、組合健保、共済組合等はそれの半分、あるいは半分以下の率となっておりますことから、構造的に基本的に市町村国保の負担が高くなっているということでありまして、これは保険者といたしましても承知はいたしております。以上でございます。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。藤本議員。

○4番（藤本 治君） おっしゃられていることは、国保が今まで国の5割の国庫負担があって、支えられたものが年々削減をされてきたということについて、今のご説明の中に反映をいたしておらないと思うんですね。協会健保とかは労働者が拠出しているのはもちろんですけども、事業者側も日本の場合は折半で半々ずつ負担しているわけですけども、ヨーロッパは事業者側の負担のほうがもっと高いです。日本の場合は半々です。半々の負担をして、先ほどおっしゃったような4.1%だのそういう負担になっているわけですけども、国保の場合は所得がだんだん低くなっているにもかかわらず、国は国保の支出を削減をしてきたと。これは自民、公明の長く続いた政権のもとで、特に毎年2,000億円の自然増を削減してきたことの傷跡でありますけれども、それを民主党の政権にかわって、政権をとったら国保に9,000億円の予算を投ずるといふふうに民主党は政権とる前に国会で堂々と述べていたわけですけども、2010年度予算では実際には40億円しか投入しなかったということでありまして、これまでの自民・公明政権、並びに現在の民主党政権が作り出した傷跡なんですよ。これが一番の問題でありますから、これをもとに戻さないと、国保の困難さというものの原因が認識がちょっとずれているとか、しっかりと本質的なところに目が向いていないといふふうに思うんですが、いかがでしょうか、ご答弁をお願いします。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。猿田市長。

○市長（猿田寿男君） 先ほどもご答弁申し上げましたとおり、国保の負担率が50%から今30%ということになってきているということでございますけども、これについてはいろいろ国のほうの、今言った仕組みにおいてそのように下がっているということでございますので、この国保財政運営を公正で適正にやるということにおいて、先ほど言ったように市長会を通じて国等の財政支援を要望していきたいということでございます。こちら辺の構造的といいますか、そういうようなものもあろうかと思えます。これは国のほうの問題というふうに私も考えています。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。藤本議員。

○4番（藤本 治君） 猿田市長から国の責任は重大ということでご指摘をいただいたのはよかったと思います。構造的問題がそこにあると。いずれにしても、国の国庫負担について、これは改めて市長会でも要望出しておられるように、国庫負担率をかつての5割、さらにはもっと充実すべきだと思いますが、せめてかつての5割まで戻すということを強力に求めていく必要があると思いますので、一層のご努力を市長にお願いしたいと思います。

その上で、国がこういうことを改めるまで放っておくというか、国が改めるまで手をこまねいているわけにはいかないのが今の市民の生活なわけですよ。その点で一般会計からの繰り入れを行って、余りにも高い国保税を軽減すべきではないかと申し上げているわけですけども、先ほど平成22年度に3,500万円を繰り入れた。これは財政が逼迫したためで、現在、平成23年度においては均衡がとれつつあるので、繰り入れは考えていないということ、結局、値上げしないで済む状態であれば、繰り入れはしませんといふようなふう聞き取れるんですけども、今、私が申し上げているのは、負担が重過ぎるといふのが市民の声なんですよ。それにこたえてほしいということなんです。値上げをしないからいいだろうということにはならないと思うんですけども、ぜひ、そういう点、国の責任と、さらに国が責任を果たさない段階における市の手当てといいますか、市政が果たすべき役割という、その2つの点でいま一

度、市長の見解をお尋ねしたいと思います。

○議長（丸 昭君） 午前11時10分まで休憩いたします。

午前10時54分 休憩

午前11時10分 開議

〔2番 鈴木克己君入席〕

○議長（丸 昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。佐瀬市民課長。

○市民課長（佐瀬義雄君） 現在、国等におきまして、新聞、テレビ等で報道されておりますが、社会保障・税一体改革というものを論議されております。6月にその案が示されまして、厚生労働省におきましては市町村国保に対し低所得者の偏在などの構造要因に着目いたしまして、公費を投入し基盤強化することといたしており、あわせて財政の都道府県単位化を進めるなど、持続可能性を高めまして、将来にわたって国民皆保険を堅持するという考えに立っております。

この社会保障と税の一体改革に伴いまして新たな公費の国と地方の負担割合につきましては、地方消費税の配分などを考慮しながら、年末に向けて検討される見通しということであります。

また社会保障審議会、医療保険部会におきましては、さらに重点化の論議がスタートしておりまして、関係する市町村の委員におきましては国保の広域化は避けて通れないと主張しておりまして、国の責任で財政基盤を強化するよう強く要望しているという情報もございます。

さらに、厚生労働省の国民健康保険の課長の談話といたしますか、お話では、国民皆保険制度の最後のとりでである市町村について、保険者がだれになるとしても、国保全体の財政基盤の強化は必要といたしまして、一体改革の中で財源を確保しながら低所得者対策を中心とした基盤強化を目指す考えということを課長が申しております。

そのようなことから、これらの推移、動向を見ながら適正な対応をしてみたいと思っております。以上でございます。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。藤本議員。

○4番（藤本 治君） 国保につきまして納得いくまで議論をすると際限なく時間がかかりますので、ここら辺で国保については、とりあえず今回の討議を打ち切りたいと思うのですが、1点だけお尋ねしておきます。先ほど厚労省が国の平均が79万円の所得の方で国保税10.5%、8万円余という数字を示されましたけれども、勝浦市の実態ではもっと高い負担をされている方が多いと思うのです。その方々というのは、特にぜいたくができるほどたくさん収入があるわけではない方にかなり高率な、例えば15%近い税率がかかっておられる、そういう方が現におられるように見受けられますので、具体的な例が示せるようでしたら、ひとつ、勝浦市の事例をぜひお示しいただきたいと思っております。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。佐瀬市民課長。

○市民課長（佐瀬義雄君） 本市の税の負担率の実例はないかというご質問でございます。6月に国民健康保険運営審議会を行いました。その際の資料によりまして、若干触れます。いろんなケースがございまして、夫45歳、自営業、営業所得で135万円、奥さんがいまして、子供1人、3人世帯、この方の場合、固定資産税を仮に4万円、税額がかかっているといたしますと、23万1,400円の年税額、負担率にしますと17.1%、同様に営業所得300万円、奥さん、子供2人、4

人、固定資産税4万円の場合、年税額47万3,900円、負担率15.7%、もう一件、営業所得565万円、妻、子供3人、5人の場合、固定資産税額4万円の場合、年税額70万4,400円、負担率12.7%、これがモデルケースの試算の数値でございます。以上です。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。藤本議員。

○4番（藤本 治君） ありがとうございます。今、所得135万円の方が23万円、17.1%という例が示されました。135万円の所得というのは、本当にぜいたくができる所得ではないと思います。そのような市民が今、勝浦市で国保を負担されているというのが実態ですので、これを軽減してほしいという願いにこたえる施策を今後求め続けていくことを私からも表明しまして、今回はこれにて国保税の引き下げについての質問は打ち切ります。

次の乗り合いタクシー、デマンドタクシーにつきましてお尋ね申し上げます。私は山口市長が総野地区に住んでおられるということと、私自身は上野地区に住んでいるものなんですが、共通して私の周りでも、また多分、山口市長の周りでも同じ要望が市長のもとに届けられていたんではないかというふうを感じるんですね。実際に私の周りで出ております要望、具体的な例を申し上げますと、幹線道路以外に支線がいっぱいあるわけですね。私は中島というところの区に所属しておりますけども、伊野というのがずっと奥にありまして、そこからバス通りまで出てくるのは相当の距離を歩かないといけません。そういう状態ですので、巡回バスが通る通り道まで出るのが本当につらいという高齢者が多いわけです。あと幹線道路まで出たとしても、上野地区の中島は巡回バスが通るんですけども、上野地区の商店がある通りは小湊バスが通っているものですから、巡回バスは通らないんですよ。そうしますと、ひざが痛いお年寄りがいて、巡回バスのステップだったら何とか乗り降りいいんだけど、小湊バスのステップはちょっと高いものですから、乗り降りがすごくつらいと、そういうお年寄りもいらっしゃるわけなんですよね。そういう点ではニーズは非常に多様でして、どこをどうすればいいかというのは一朝一夕にはいかないということがございます。

また、母親ひとり暮らしで住んでおられる方で、息子さんが毎週のように千葉のほうから帰ってこられている。その方が、言ってみれば、今、デマンドタクシーのような役割を、その母親専用で息子さんがやっておられるんですね、買い物行ったり、病院に連れて行ったりということですけども。ところが、その息子さん自体はもう既にリタイアされているわけなので、家があるわけですから、そちらにお住まいになればいいのになと思って見ていると、そうはいかないというのは、いずれ自分は免許を返上しなくちゃいけない。その免許返納後のことを考えると、ここでは暮らせないというのをおっしゃるわけですね。今、そういう実態にありますので、このデマンドタクシー、乗り合いタクシーのニーズは極めて強いと。その強い地域は、総野や上野だけに限らず、川津でも、新官でも強いわけです。市内全域でそういうニーズが強いということを、ぜひ市長にご理解いただきたいわけですが、市長自身はそういった点、山口市長とは違って、こういう総野地区とか上野地区の実態についてまだまだ十分ご承知じゃないんじゃないかなと思うんですけども、その点、市長、このニーズが強いことをご理解いただけているかどうか、そのことをについて一言ご答弁いただきたいと思います。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。猿田市長。

○市長（猿田寿男君） 今お話しいただきました、そういう事例というのはあるだろうなということとは十分認識しております。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。藤本議員。

○4番（藤本 治君） 昨日も巡回バスについて同僚議員との一般質問のやりとりがございました。私が求めているのは乗り合いタクシーということでございますけども、いずれも役割がそれぞれにありますので、ぜひとも市民の要望、ニーズにこたえるきめ細やかな施策をお願いしたいと思います。

この問題は以上で終わりました、5点目の防災のまちづくりについてお伺いをいたします。震災当日の保育所での避難の実態について、細かくご報告いただきました。幸い、日ごろの避難訓練がよくできているということが、いずれの保育所におきましても今回の大震災においてもそれぞれに無事に避難ができたものと思います。東保育所においては、豊浜小学校にたどり着いたときに下の浜を見下ろしたら、引き波がすごく引いていたというんですね。だから、津波のほう及早ければ、あるいは避難が遅ければ、いずれにしましても重大なことになったということで血の気が引いたというお話でした。

興津の場合ですと、避難訓練だと思っている子供たちがすごく多かったというお話です。これだけ日ごろの訓練があって、慌てて行動するという慌てた様子を示す子供は出なかったということです、いかに日ごろの訓練が大事かというのを如実に物語っているわけです。

しかし、今回の津波は、幸か不幸か房総の直前で震源があったわけではなかったもので、時間的余裕があったということだけですので、市長もおっしゃられるように、高台への移転というのはぜひとも必要なことだと思います。ただ、余り悠長にやっていくわけにはいかないと思いますので、計画の具体化をなるべく早く、これは相当莫大な費用を要するのではないかと思いますけども、市民に対しましてはこういった保育所に対する高台への移転等の再編を進める意思を示す上でも、基金を設置するなどの方策も必要なのではないかと思いますが、その辺、速やかな計画で、いつごろまでにといいうそういっためどや、あるいは実施の意思を基金などの設置で示すお心づもりがあるかどうか市長にお伺いしたいと思います。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。関福祉課長。

○福祉課長（関 修君） 海岸付近の保育所の避難の関係で、将来的に整備する、高台移転のための基金を設置してはという内容での時期等についてでございますが、現時点で保育所を1カ所にするのか、または複数にするのか、どのような再編の方法をとっていくか、今後、保護者を初めとする関係者と十分話し合い、あるいは場所、再編のための財源と、先ほどもおっしゃられましたように、基金等も検討の一つにあらうかと思いますが、それらの問題から移転の時期、具体的な方法については現時点ではお示しすることはできませんが、子供たちが震災等の防災面においても、保育環境の面においても、安全で安心した保育ができるよう検討していきたいと考えております。以上です。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。藤本議員。

○4番（藤本 治君） 小学校の耐震化につきましてですが、文科省も本年5月24日付で耐震化を促進するための基本方針、基本計画を改正しております。国庫補助率の嵩上げ規定を平成27年度末まで延長するとか、あるいは天井材や外装材など、構造材ではないものの対象についても耐震化として国庫補助の対象にするということでもありますので、平成27年度末までにこういった国の施策を大いに活用して耐震化を進めていっていただきたいと思いますが、今、耐震診断を実施中とのことでもありますので、大体いつごろこのような計画づくりが始まって、平成27年度

末までの完了ということを目標にして進むのかどうか、その辺の見通しについてお尋ねしたい
と思います。

○議長(丸 昭君) 答弁を求めます。中村教育課長。

○教育課長(中村雅明君) お答えいたします。学校耐震化計画はいつごろ策定されるのかというご
質問でございますが、本年度は昭和56年以前の建築基準で施行しました8つの教育施設のうち
耐震2次診断を実施していない7施設の耐震診断を実施しております。今後、この診断結果を
踏まえまして、学校耐震工事の早期完了を目指し、学校の耐震化計画を策定してまいります。
学校のこの耐震2次診断の結果が11月中には速報でございますが、示される予定になっており
ます。その結果を踏まえまして、学校耐震化計画を検討することから、早ければ本年度中には
計画案を策定する予定でございます。以上でございます。

○議長(丸 昭君) ほかに質問はありませんか。藤本議員。

○4番(藤本 治君) 学校の耐震化につきましては、学校の体育館等は避難所としても利用される
施設でございます。避難所としての防災機能の強化につきましても、国は、例えば貯水槽で
すとか、備蓄倉庫、トイレ、自家発電装置なども国庫補助の対象に今回含めるような、5月24日
付の改正でございますので、今後の計画具体化に当たりましては教育の担当部門だけではなく、
ぜひもと環境防災課との連携、協議を十分に行いながら計画を進めていただきたいとい
うことをご要望しておきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、6点目の放射線からの防護につきましてお尋ねをしております。今後、月1
回、広報において32カ所の測定地点の結果を広報していくというご回答でしたので、結構だ
と思いますが、1ミリシーベルトを目安とされるわけですけれども、この1ミリシーベルトとい
うのは、年間被曝する際に校庭において1時間当たり3.8マイクロシーベルトだと年間20ミリ
シーベルト浴びてしまうということで、3.8というのが最初に文部科学省から出されて、担当者が
辞任するだとか何とかと大騒ぎになった目安なんです。その後、1ミリシーベルト以下にす
べきだということで、体制がそのよう動いているわけですけれども、20ミリシーベルトで1時間
当たり3.8マイクロシーベルトですから、1ミリシーベルト以下となると、1時間当たりの放射
線量は20分の1なわけです。3.8の20分の1といいますのは0.19ですので、今、野田市を初め、
時間当たり0.19以下の放射線量に落とそうということで、除染とか立入禁止だとかのいろん
な対策をとっているわけなんです。1ミリシーベルトを今後の目安としていくという場合に
は、そういう点では時間当たり0.19マイクロシーベルトを測定時点での一つの目安として、そ
れを超えた結果が出れば、注意を払って、それに対応していくということが必要になって、何
らかの対策を考えるという、そういうものだと思うんですけど、先ほど1ミリシーベルトを今
後の目安としていくというのは、そういう意味で測定値としては毎時0.19マイクロシーベルト
というのを今後の目安とされるという理解でよろしいでしょうか。一応、確認しておきたい
と思います。

○議長(丸 昭君) 答弁を求めます。目羅環境防災課長。

○環境防災課長(目羅洋美君) お答え申し上げます。平成23年8月26日付の福島県内の学校の校舎、
校庭等の線量低減についてという文科省から通知がありまして、この中で学校において児童・
生徒が受ける線量については、原則年間1ミリシーベルト以下として、それを達成するために
校庭、園庭等の空間線量については児童・生徒等の行動パターンを考慮し、毎時1マイクロシ

ーベルト未満を目安としますということで示されておりますので、今後はこれを目安といたしたいと思います。以上です。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。藤本議員。

○4番（藤本 治君） 毎時1.0マイクロシーベルトを目安とするというのは、校庭の砂を除染するというか、たしかそういう基準なんですよね。1.0マイクロシーベルト以上になれば、砂を取り除いても国がお金を出しますよという基準ですよね。確認させてください。その基準を当てはめるといえるのでしょうか。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。目羅環境防災課長。

○環境防災課長（目羅洋美君） これにつきましては、先ほども申しましたけれども、平成23年8月26日付で通知がございまして、校庭で受ける空間線量ということでございますので、土壌を云々ということではなくて、児童・生徒が校庭にいる場合、1マイクロシーベルト未満を目安とするということでございます。以上です。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。藤本議員。

○4番（藤本 治君） 私の認識が違っているのか、担当課長の認識が違っているのか、空間線量ではないはずなので、これで時間を余りとってはあれですので、私も確かめますけれども、空間線量1.0まで許容するというわけにはいかないと思いますので、もう一度お確かめをいただきたいと思います。

あとの点ですけれども、ホットスポットの監視は、現在はグラウンド中央で測定を行われていらっしゃるようですが、今後、そういった高そうなところの測定をするというご回答だったと思いますので、毎回毎回、そういうところを探し回るというのは大変なことだと思いますけれども、適時そういうことをやっていただいて、高いところがないかどうかを調べながら、その結果を市民に知らせていただくというのが大事だと思いますので、ぜひともその実施方をお願いしたいと思います。

グラウンドにおいても、今後、そういうホットスポットがないかどうかをお調べいただくということで進めていただくということによろしいかどうか、再確認だけさせていただきます。お願いします。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。中村教育課長。

○教育課長（中村雅明君） それでは、放射線量の高い、ご指摘のホットスポットの測定の件でございますが、学校内には校庭と比較すると、雨水がたまる排水溝、あるいは側溝、集水桝など放射性物質が土や落ち葉に付着し、局所的に線量が高い場所も存在することが指摘されていることから、今後、本市におきましても校庭の定点だけでなく、局所的に線量が高い場所の把握に努め、線量の測定結果の公表につきましては環境防災課と検討してまいります。今後も安全・安心な教育環境づくりに努めてまいります。以上でございます。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。藤本議員。

○4番（藤本 治君） 次に、現在、茶葉のみ被害があらわれておりますけれども、今後、堆肥並びに農産物、水産物への安全確認を千葉県と協力して進めていくということでございますが、千葉県の場合、品目数がまだまだ少ないと思うんですよね。そういう点では野菜の品目、茶葉だけが被害を受けているだけで、ほかには本当に安心なんだと言い切れるほどの品目数までは調べ切れておりません。その点で、現に茶葉においてそういう規制解除ができていない土地です

ので、県ともぜひ大いにご協議いただいて、品目を広げるとか、調査地点を広げるとか、そういう点で一層の努力が必要だと思えるんですけども、今後の努力についてご答弁いただきたいと思えます。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。関農林水産課長。

○農林水産課長（関 善之君） お答え申し上げます。市長答弁でもございましたけども、県の協力を得まして、これまで検査を行っておりました。今後、秋野菜も出回ってまいりますので、また品目とか地域を設定しまして安全確認を行ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。藤本議員。

○4番（藤本 治君） では、次の7点目のエネルギーの地産地消につきまして質問を進めてまいりたいと思えます。市長は、原発からの撤退について判断が難しいというご答弁でございますが、これは判断をすべきだと思えるんですね。原発には他の事故には見られない異質の危険がございます。中曽根元首相は飛行機だっておっこちると言ったわけですけども、飛行機がおっこちるからといって、飛行機をつくらないようにしようということはだれも言わないわけなんですよ。ところが、原発というのはつくらないようにしようと、これから撤退しようということですので、飛行機事故とは全く違う性格を持った異質な危険があるということなわけなんです。それは何かといいますと、放射性物質が一たび外部に出ますと、これを制御できる手段をまだ人類は持ち合わせていないということなんですね。これは本質的には未完成で、危険な技術です。ましてや地震列島である日本において持ち続けることは日本社会としては許容できないというこの判断が必要だと思えるわけなんです。今すぐ原発をやめようということではありません。確かに電力がなくなれば、経済活動も極めて深刻な打撃を受けます。しかし、5年とか10年とかという目標年次を区切って、そこまでに向かってエネルギーを原発から自然エネルギーへ代替していくという決断が必要だということを申し上げているんですが、いま一度、市長の判断をぜひいただきたいと思えるんですが、よろしく願いいたします。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。猿田市長。

○市長（猿田寿男君） 先ほども答弁いたしましたように、原発から撤退するか否か、これについてはさまざまな角度から検討すべきだということで先ほどご答弁したので、一概に撤退すべきだとか、撤退すべきでないというような判断ではないので、先ほど言いましたように、撤退しますと今日の社会経済活動や国民生活を維持するためには代替エネルギーが必要になりますけれども、自然エネルギー等でそれを賄えるのか、また、温室効果ガス削減と化石燃料による火力発電の関係など、さまざまな角度からの検討が必要であるということで非常に判断が難しいということをご答弁申し上げた次第でございます。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。藤本議員。

○4番（藤本 治君） では、この点につきましては、今後も議論を進めていきたいと思えますので、今日はこれで打ち切って次に進みたいんですが、いずれにしても、原発だけに依存しているわけにはいかない事態ですので、自然エネルギーをこの勝浦においても強力で普及、推進していく必要があります。そこで、先ほど太陽光発電を普及するための補助が今、準備されているということでありまして、勝浦市において準備している内容と近隣の御宿町、大多喜町、いすみ市において準備されている、あるいは実施されている内容につきましてご紹介いた

だきたいと思います。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。目羅環境防災課長。

○環境防災課長（目羅洋美君） お答え申し上げます。いすみ市におきましては、住宅リフォーム補助金ということで工事費の10%、上限20万円、御宿町及び大多喜町では、県補助金7万円に町が7万円の上乗せをして、14万円を上限として補助すると伺っております。勝浦市につきましては、上限7万円で今回、補正予算に計上しております。以上です。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。藤本議員。

○4番（藤本 治君） 今回、御宿町は既に議会が閉会しておりますけれども、14万円の補助が決定されております。大多喜町は今、審議中であると聞いておりますけれども、県費7万円、町単独の7万円、合わせて14万円を限度として補助がされる、こういう提案が今、審議中でございます。勝浦市におきましては、県費の7万円だけを新しく補助するという制度を発足させようという補正予算が提案されているということでもありますけれども、せっかくこのような事業を開始するに当たりまして、最初からきちっとしたスタートを図っていく上では、御宿町、大多喜町と足並みをそろえてといいますか、市の7万円の上乗せを今回の補正予算の追加補正として猿田市長にご決断をいただいて、ご提案を追加の補正として本議会中に提案していただくよう要望したいわけですが、ぜひその要望をお聞き届けいただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。猿田市長。

○市長（猿田寿男君） いろいろ各自治体はそれぞれの判断で、またそれぞれの財政状況等勘案しながら、そういう判断をしたということでございまして、勝浦の場合は勝浦の判断ということで、今回補正で出させていただきます。以上です。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。藤本議員。

○4番（藤本 治君） 勝浦市の場合、補正予算に提案されております内容は、県費の7万円を上限とする補助10件でございますので、総額70万円という補正予算の提案でございます。わかりましたら教えていただきたいのですが、御宿町、大多喜町ではそれぞれ町が上乗せする、町単独での計上額は何万円なのか、わかりましたら、教えていただけませんか。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。目羅環境防災課長。

○環境防災課長（目羅洋美君） 御宿町、大多喜町につきましては、県の補助が7万円、町の上乗せが7万円ということで、それぞれ大多喜町は5件分、御宿町は6件分を予定していると伺っております。以上です。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。藤本議員。

○4番（藤本 治君） 勝浦市の場合には10件を想定しております、総額は70万円、これは県費が70万円、もう既に補正として提案されているわけなんです、市の上乗せ分としては70万円になるわけですが、ぜひともこのような財源を捻出をしていただいて、これを例えば12月議会、あるいは来年度新年度予算で上乗せをしていくということになりますと、今回9月議会で新しい補助制度をつくりながら、今回申請をされた方々が後になって、何だ、もっと待っていたらよかったというような、そういう制度の発足というのはあり得ないと思うんですね。スタートするからには、市民に堂々と胸を張って、この制度を活用してくださいという、そういう太陽光発電の普及を促す助成制度をつくり上げるべきだと思いますが、このようなスタートを

切る上ではぜひとももう一度一考いただくよう重ねて市長にご要望したいと思いますが、ぜひともご答弁をいただきたいと思います。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。猿田市長。

○市長（猿田寿男君） 先ほど答弁したとおりでございます。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。藤本議員。

○4番（藤本 治君） この件につきましては、今後、月曜日にこの補正予算の上程に伴う質疑、総務常任委員会での審議が予定されております。残念ながら、私、総務常任委員会の委員ではございませんで、その審議に立ち会えないわけですけれども、同僚議員の皆様におかれましては、十分な総務常任委員会での審議をお願いをして、ぜひとも、よりよい制度としての助成制度がスタートできますように、ご審議をお願いしたいと思います。

以上申し上げまして次の8番目、最後の改定介護保険法の対応につきましてお尋ねをいたします。この改定は、衆議院、参議院ともに8時間ないしは10時間程度の非常に短い審議で介護保険法が改定されておりますが、単純に介護保険の保険給付を減らそうという意図からこういう法律改正がなされたという側面と、同時に附帯決議でこれに該当される要支援者1、2の方々の意向を尊重して、そういう利用者の意向を尊重するという附帯決議がにつきまして、この改定介護保険法の運用に当たりましては、そういう附帯決議を十分に尊重して運用するということが伴っておるものでございますので、今回の答弁で利用者の意向を尊重するとご答弁いただいたことは、極めて重要な答弁だと思います。ぜひとも、今後の運用に当たりまして、意に反して、それまで利用していた介護サービスが取り上げられるようなことは絶対にしないという態度を改めてしっかりとお持ちいただきたいと思いますので、その点についていま一度のご答弁をお願いいたします。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。西川介護健康課長。

○介護健康課長（西川一男君） お答えいたします。今ご質問のありました介護予防日常生活総合支援事業ということになるわけでございますが、この事業につきましては、先ほど市長の答弁の中にもありましたけれども、この事業を実施する場合につきましては、利用者の意思を尊重いたしまして、この事業を実施してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。藤本議員。

○4番（藤本 治君） そこは非常に大事な点でございますので、ぜひそのような立場を今後とも堅持していただいて、これの準備、そして実施に当たっていただきたいと思います。くれぐれも介護保険の給付を減らすことのないような施策をご準備いただきたいと思います。

なお、本来、もう既に行われている介護保険非該当の方々への生活支援ですとか権利擁護のさまざまなサービスを一層充実させるということは非常に重要なことでございますので、この総合事業をどういう方面でこの制度改正をご活用いただくか、そういう点での法改正の意図をそっちの方向でぜひとも生かしていただきたいと思いますので、その点、ご回答いただければと思います。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。西川介護健康課長。

○介護健康課長（西川一男君） お答えいたします。現在、市では介護保険対象者や非該当者を問わず、地域の高齢者やその家族とか地域の方たちの相談に対しまして、対象となる高齢者の生活の実態を把握するための訪問調査を行いまして、必要な生活支援につなげております。また、

相談内容につきましても多岐にわたっておりまして、相談件数も年々増加していることから、地域のニーズは高いと感じております。今後におきましても、高齢者の尊厳が守れるよう、総合相談支援事業及び権利擁護支援事業を充実してまいりたいと考えております。また、高齢者の生活支援として実施しております配食サービス事業や見守り事業、緊急通報システムサービス事業、高齢者住宅改造費助成事業等の充実にも今後も努めていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。藤本議員。

○4番（藤本 治君） 答弁、ありがとうございました。以上で私の一般質問を終わります。

○議長（丸 昭君） これをもって藤本 治議員の一般質問を終わります。

午後1時まで休憩いたします。

午前11時56分 休憩

午後 1時00分 開議

○議長（丸 昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、岩瀬洋男議員の登壇を許します。岩瀬議員。

〔8番 岩瀬洋男君登壇〕

○8番（岩瀬洋男君） 新創かつうらの岩瀬洋男でございます。通告に従いまして質問を始めさせていただきます。

今回の質問は、過去に行ったものと同趣旨のものもございませぬけれども、新市長となり、新たな問題提起という意味も含めて取り上げさせていただきました。

それでは、地域活性化について、まず定住・2地域居住者受け入れ体制について伺います。5月23日の千葉日報にて猿田市長が、「人口はまちの活力度。増やすのは難しいが、減らさないことが大事」と語られております。勝浦市総合計画序論においても、地域の活力を維持するために人口流出に歯どめをかけ、定住を促していくことが必要となりますとうたい、今後の方向性が示されております。私も同様の考えであります。そうであれば、今後、活力を維持していくその事実をお互いが協力してつくり上げていかなければなりません。

ちばぎん総研の記事によりますと、昨年10月に行われました国勢調査で、木更津市が人口減少から増加に転じた県内唯一の市であると報じています。理由は幾つかあるものの、東京湾アクアラインというインフラと料金引き下げ社会実験の組み合わせにより、人口減少社会の中で定住人口が増加に転じた事例と記しております。人口増加に転じるのは市の努力だけではなく、社会的要因も必要であることが伺えます。

千葉県速報値によると、勝浦市の人口は平成22年国勢調査では2万797人でありました。平成17年では人口2万2,198人ですから、5年間で1,401人、6.31%の減少、年間では毎年平均280人の減少であります。4年後、人口2万人を維持していきたいものであります。

この厳しい現実の中、木更津市のように人口増加に転じる施策をつくり出すために、改めて今回の市長の選挙公約を整理してみますと、現役世代雇用のために近隣自治体と協力しての企業誘致、保育所の再編整備、中学生までの医療費の無料化、遊休農地を活用した地域間交流など、若者や定住を意識した公約が数多く見受けられます。

これらの施策は、着実に遂行していかなければなりません。それと平行して全国の人口減

少自治体は地域振興のために定住促進の担当課を設け、積極的に誘致活動を行っているところが増えてきております。

鴨川市は、ふるさと回帰支援センターをオープンさせ、交流拠点として移住者や移住希望者などを対象に空き家、農地などの提供を行っております。いすみ市では、いすみ市定住促進協議会を立ち上げ、受け入れ体制を整えております。また、目的はそれぞれながら、生活のベースを都会に置き、時々田舎暮らしを楽しむ2地域居住者も増えているようです。税金はもらえないが、将来の社会保障を考えると、定住より2地域居住の交流人口を増やす、そんな自治体も増えております。勝浦に移住された皆さんの感想を聞いてみますと、勝浦市への移住、2地域居住を希望しても、十分な情報がなく、どこに相談してよいかわからないという話を聞きます。現在は的確な情報を与えることができておりません。

今後、人口獲得競争に勝ち抜くためにも、行政内に移住や2地域居住の受け入れ担当を専従配置し、定住相談や市外への売り込みを積極的に行っていく必要があると思いますが、見解を伺いたい。

次に、空き家バンクの創設について伺います。昨年3月の一般質問で、これから増え続ける空き家の対策として、全国の多くの過疎自治体を実施している市を窓口とした空き家バンクの創設を提案させていただきました。現在も空き家が増えています。空き家を放置すれば、防災面でも問題を生じます。反面、空き家は移住や2地域居住者受け入れの大きな道具でもあります。空き家、空き店舗は、交流の場所として活用することも考えられます。他市に学び、行政を窓口とした空き家バンク制度を構築すべきと考えますが、見解を伺いたい。

次に、交流人口拡大対策について伺います。勝浦市の交流人口といえば、夏の海水浴客、イベントの来場者、団体旅行者、家族旅行者、釣り客など、さまざま思い浮かびます。最近では、タンタンメンを食べに来る皆さんもそれに含まれるでしょう。交流人口の増加は、不足している地域の購買力を高め、地域の所得や雇用を増加させていくことができます。人口減少社会で地域の活力を維持しようすとなれば、定住者の促進と合わせ、交流人口を増やすことが基本的な振興策であると思います。

残念ながら、今年の夏季観光は津波や放射能が要因で観光客が大きく落ち込みました。来年も復活する保証はありませんが、海水浴などの観光産業は過去も未来も勝浦市の大きな産業の柱であることは変わりありません。勝浦市にとっても新たな交流人口獲得や、落ち込んだ観光産業の復活は避けて通れません。今、まさに行政のリーダーシップが求められています。

そのために観光に係る行政組織の強化、見直しを含め、対応が急がれます。今後、交流人口拡大のために、どのように取り組みを考えているのか、伺いたいと思います。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（丸 昭君） 議長から傍聴者に申し上げます。傍聴席での飲食は勝浦市議会傍聴規則第8条第5項の規定により禁止されておりますので、厳重注意いたします。

市長から答弁を求めます。猿田市長。

〔市長 猿田寿男君登壇〕

○市長（猿田寿男君） ただいまの岩瀬議員の一般質問に対して、お答え申し上げます。

初めに、定住・2地域居住受け入れ体制について、今後、定住相談や市外への売り込みを積極的に行っていくためにも、行政内に移住や2地域居住の受け入れ担当を専従配置する必要がある

あると思うがとのことでございます。スローライフという言葉に代表されますように、田舎暮らしや自然志向といった考え方の中で、田舎での生活が見直されてきております。本市におきましても、平成22年4月から企画課内で定住促進対策に関する事務を取り扱っておりますが、成果が十分に上がっているとは言えない状況でございます。

しかしながら、本市が首都圏から近いという立地条件、1年を通して温暖な気候に恵まれ、災害の少ない地域であるなど、本市の魅力を発信することの重要性については十分認識しておりますので、来年度の組織見直しの中で、定住促進や次に出ます空き家バンク制度など、本市の活性化が図れる新たな組織の設置を検討したいと考えております。

次に、行政を窓口にした空き家バンク制度を構築すべきと考えるがとのことでございます。移住者にとって住まいの確保は重要な問題であります。また、少子高齢化の進行による荒廃農地や空き家が与える地域への影響も深刻な問題であることは認識いたしております。しかしながら、空き家にかかわる個人間の問題だけではなく、地域とのかかわりも重要な課題であるというふうに考えております。当該制度の構築に当たりましては、制度に対する地域の理解も必要でありますので、したがって、地域の理解も考慮に入れながら制度構築を新たな組織の設置も含め、検討してまいりたいと考えています。

次に、今後、交流人口拡大のために行政としてどのような取り組みを考えているかとのことでございます。今日、人口の減少が続く中で、本市が発展していくためには、観光産業を初め、経済、文化、芸術、教育など、各分野にわたり交流人口を拡大していくことが必要であると考えます。

この交流人口が拡大されることにより、本市への経済波及のみならず、他市町村から本市への定住も促進されるものと考えます。したがって、今後、交流人口拡大のためには、例えば観光分野におきましてはビッグひな祭り等のイベントの開催や、遊休農地を活用した都市間交流、音楽などを通じた共演による交流などが活発に行われることが必要であり、また、これら施策を全庁挙げて積極的に勝浦から対外へ発信していくことが、交流人口の拡大につながると考えます。

以上で岩瀬議員に対する一般質問の答弁を終わります。

○議長(丸 昭君) ほかに質問はありませんか。岩瀬洋男議員。

○8番(岩瀬洋男君) 今、市長のご答弁で、こういう組織とか人の問題で提案すると、そこには人件費等もかかりますので、安易な提案はできるだけ慎もうと思っておりましたけれども、そういうことをこれからやっていくことが大切なことだと思いましたので、また質問させていただいたわけですけども、その中で来年の組織改編に合わせてご検討いただけるというようなご答弁をいただきました。大変うれしく思っております。我々も何とかこの地域のために、この地域を活性化できるようにこれからも頑張っていかなければいけない。そういう意味では協力し合っていかなければいけないと思っております。ホームページなども新しくなっていなかったりして、いろいろご批判もあるようですけども、そういったものですか、先日、同僚といすみ市へ伺ってきました、空き家バンクの勉強をしてきたわけです。いすみ市役所総務部企画政策室というところがあったんですけど、その中に地域プロモーション室というところがございまして、担当者がいらっちゃって、そこに緊急雇用創出事業、平成23年度までの事業だそうですけども、国、県の100%補助金を受けてハローワークで宅建の資格を持った方を募集し

たところ、タイミングよく資格を持った女性の応募があって、その方が経験を生かして今、活躍されているといったようなこともございますので、経費もかかるわけですがけれども、そういったこともうまく活用しながら、先ほど言ったような形でぜひとも前へ進んでいただければ、とてもありがたいと思います。

それと、もう一つ、今、市内にもNPOの組織等がございます。さっきの鴨川市のふるさと回帰支援センターも全国組織のNPOですがけれども、勝浦市内にも今回、補正予算でプライムシティ・生きがい村の予算がついていましたけれども、ほかにもそういうNPOもございますので、直ちにそういう窓口ができるかどうかはともかくといたしまして、そういうNPOの上手な活用も考えていかなければいけないのではないかなというふうに思いますので、これもお願いしておきたいと思います。

最後に、そういう担当ができてくると、これもまたご検討の中でいろいろ話し合いは行われるでしょうけれども、言ってみれば、自治体だけではなくて、今言ったNPO、あとはJAとか各種団体、民間企業などで一体となって受け入れ体制を整えていかなければいけないと思います。そういう場合でも、そういった担当の場所、定住促進室、いすみ市であれば地域プロモーション室といったようなところがキーセクションになるでしょうから、そういったことも含めた上でご検討を進めていただきたいと思います。

この組織については、そういうことでございますので、何にしても、これですべてが解決するわけではございませんけれども、先日、勝浦タンタンメンの記念講演会があって、何名か課長が出られていましたけれども、定住者1人がいなくなると、年間消費額が121万円減るということをお知らせしておりました。単純にさっき280人が毎年減っているということで、掛け算すると3億3,000万円ぐらいになります、とても大きな数字になります。そういうことで、何とかその受け入れ組織を構築していくことが大切なことだと思いますので、先ほど前向きにご答弁いただきましたので、ここは質問なしをお願いしておきたいと思います。

空き家バンクに関しましてですけれども、これもあわせてご検討いただけるというご答弁でございました。これもありがたく思います。たまたま昨日、千葉日報の1面トップ記事に、千葉県も第2次住生活基本計画案というのがあって、空き家を子育て世代にという記事がありました。県南部を中心に空き家率20%以上の市町村が存在しており、有効活用が課題になっていったようなもの、空き家の有効活用推進を新たに盛り込んだということで、県のほうもオール千葉県で平成29年から人口減少に向かうということもありまして、今から準備を始めたということだと思います。空き家バンクの内容については、いろいろ不動産屋が絡んだりしてきます。これも今日、細かく資料として持ってきたんですけど、ご検討いただく中で、当然、そういったことも話として出てくると思いますので、あわせて他市の状況等を、当然、研究されると思いますから、いすみ市などはとても整備された形でできておりますので、ぜひ参考にいただければと思いますので、よろしくごお願い申し上げます。

この2つが1つの対として今回、質問したような形になっておりますので、ぜひとも、先ほどのご答弁どおり、来年の組織改編に向けてお願いをしたいと思います。

最後に、交流人口の拡大について、これも市長答弁にありました。私も同じようなことを書いてきています。地域資源の活用といったことがありまして、海ですとか食、山、歴史、畑、イベント、いろんなものが勝浦にあります。そういった資源を有効に活用していかなければい

けないなというふうに思っておりました。まさしく、市長が言われた各分野にわたってといったようなことをございます。そういったものを含めて、これから交流人口拡大に向けてやっていかなければいけないんですが、市長に1点だけご質問したいのは、今言ったような形で夏季の観光も復活していかなきゃいけない。イベントの見直しもしなければいけない、タンタンメンの受け入れもしなければいけない、駐車場の整備ももちろんあります。昨日のフィッシャーマンズワープ、地域資源の活用、組織的なことなんですけど、それぞれ目的が違いますから、そういう目的を整理して、同じ観光でも交流人口の拡大も広がってきていますので、昨日、イベント課という話がありましたけども、言葉が適切かどうかわかりませんが、観光課とか、観光促進課とか、交流人口促進課とか、その戦略を立てていって、これから何をしていかなければいけないかといったようなことも含めた、そういう柱となるような受け入れ体制の担当課といったようなものがないと、今のよう形だと組織的に非常に弱いかなという感じがしています。昨日、鈴木議員の質問がありましたけど、同じような意味合いなんだと思います。しっかりしましょうよということだと思ふ。その辺について、組織になりますから、私がどうのことではないのですけれども、市長のお考えがありましたら、ご答弁お願いしたいと思ふ。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。猿田市長。

○市長（猿田寿男君） 確かに施策を展開するときには、各課等をいろいろまたがります。そういう中で、イベントをやるときにイベント課があるとか、例えば定住問題、交流問題、空き家バンク、こういうようなものというのは関連をしますし、ひいて言えば、本市がさらに発展するために駐車場の整備も関連をしますというのは当然でございますが、これを組織の中でどういうふうに整理をして、基本的には幾つかの課が横断的にやらざるを得ないという、全体を主管的に取り扱うコーディネーター的なものは必要であるかもしれませんが、なかなか1つのところで全部やるというのも難しいし、幾つかのセクションが連携し合いながら、横断的な取り組みをしながらやるというのが姿ではないかなと思ふんですが、いずれにしても、今後、来年度の組織の改正の中でそういうものを十分踏まえて、もう一回整理したいと思ふ。以上です。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。岩瀬洋男議員。

○8番（岩瀬洋男君） 縦割りの中で横を持っていくということだと思ふ。ぜひそういう形で、今、どうしても担当担当がやっていって、その担当担当が大変だなと思うのと、もう少し横の交流があったほうがいいかなという部分も見受けられますので、そういうことで質問させていただきました。

これから不確実な未来のために、今、何をしていかなければいけないかということだと思ふますので、素早い行動をお願いして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（丸 昭君） これをもって岩瀬洋男議員の一般質問を終わります。

○議長（丸 昭君） 次に、佐藤啓史議員の登壇を許します。佐藤議員。

〔7番 佐藤啓史君登壇〕

○7番（佐藤啓史君） 新創かつうらの佐藤でございます。平成23年9月定例議会の一般質問も私で最後となります。皆さんお疲れとは思いますが、いましばらくおつき合いいただきますようお願い申し上げます。

私は、通告いたしました人口減少問題についてお聞きいたします。総務省が発表した住民基本台帳に基づく人口調査によると、今年3月時点の日本の総人口は約1億2,623万人で、10年前の水準まで減少しております。昨年度は出生者が死亡者を下回る自然減が約14万6,200人で、4年連続で過去最多を更新しております。地方の市町村は、人口減少や過疎化により経済的に困窮する一方、国民の約90%は都市部に住み、3大都市圏の人口は全人口の50.9%に相当する約6,425万人で、前年度に比べ微増となっております。

そうした中、首都圏に位置していながら、勝浦市の人口は年々減少しております。千葉県内で18番目の市となった昭和33年当時の人口は約3万1,000人、その後、昭和45年には2万8,065人、昭和50年には2万6,755人、昭和55年には2万5,462人、昭和60年には2万5,159人、平成2年には2万5,334人、平成7年には2万4,328人、平成12年には2万3,235人、平成17年には2万2,198人、平成22年に2万797人となり、今年じゅうには2万人を割り込むとも思われます。

昭和59年に国際武道大学が開校しまして、一時的に人口の増加はあったものの、人口の減少に歯どめがかかることはなく、5年置きの国勢調査による人口減少率は4%台で推移していましたが、平成17年と平成22年度の国勢調査による人口減少率は6.3%と、この数年間の人口減少は特に顕著となっております。今、有効な手だてを行わなければ、商店街はシャッター通りと化し、地域コミュニティは崩壊し、市内の至るところで限界集落が発生、小学校は複式学級が普通となり、中学校では部活動ができなくなり、みこしを担ぐ若衆がいなくなった祭りは形骸化し、歴史、伝統の継承が困難となり、野山、田畑は荒れ放題、有害鳥獣の被害は市街地にも及び、陸の孤島と化した勝浦市がゴーストタウンとなりかねない、そう危惧しているのは私だけではないと思います。

雇用の場がなく、仕方がなくまちを去る若者もいれば、勝浦市に嫌気がさして去る移住者もいる。去りたいけれども、去れないご老人もいれば、住みたいけど住むための環境が整っていないため、住まない人もいます。しかしながら、何とかしてもう一度活気のある勝浦を取り戻そうと頑張っている市民もいるのも事実であり、また市役所の職員の皆さんも、議員の皆さんも同じ気持ちで頑張っているものと思います。何を隠そう、私自身もその一人であり、今こうしてこの場で質問しているわけであります。

勝浦市を取り巻く環境は多くのハンディを抱えています。房総半島の東端に位置し、都心から直線で約75キロに位置しながら、交通インフラの未整備による時間的なハンディを抱えていることは、都市部への通勤や企業の誘致にも大きなハードルとなっております。しかしながら、恵まれた自然や景観、新鮮でおいしい魚介類や農産物、夜空には星が輝き、心がいやされるホタルの舞、人情味にあふれる昔気質な勝浦の人、地盤が固く、地震などの災害に強いなど、勝浦市がほかに誇れるものもたくさんあるのも事実であります。

2007年問題と言われ、4年前から始まった団塊世代の一斉退職により、団塊世代をターゲットとした移住、定住化支援に取り組む自治体が増えてきています。今や取り組んでいない自治体はないとも言えるのではないのでしょうか。

また、ターゲットを団塊世代ではなく、長野県下条村のように子育て支援に積極的に取り組

んで人口増加策に成功している自治体もあれば、北海道恵庭市のように教育の充実を図ることで人口増加策に成功している自治体もあります。7月に新創かつうらで行政視察をした京都府京丹后市のように、企業誘致に積極的に取り組んで成功している自治体もあります。

このように、各自治体は自治体人口の維持のために移住、定住支援に積極的に取り組んでいる中で、勝浦市でも人口減少に歯どめをかけるためにも移住、定住の促進、あるいは2地域居住や一時滞在のためのさらなる支援、取り組みが必要となってきたと思います。また、交流人口の増加、都市間交流の観点からも、都市部とのアクセス向上となる公共交通の整備促進は重要な施策と考えます。

そこで、まずは勝浦と都市部をつなぐ高速バスについてお聞きします。勝浦市と都市部をつなぐ交通手段については、1つとしてマイカー、2つとしてJR、3つとして高速バスの3つに分かれるものと思います。マイカーについては、アクアラインが開通し、当初4,000円であった料金も、現在、暫定的とはいえ、800円となったことにより、大変利用しやすくなり、都心とのアクセスは約1時間半に短縮されました。また、現在、工事中の圏央道が開通し、大多喜町の先にできる予定のインターが開通すれば、さらに短縮され、ますます都心との距離も時間も短縮されるものと思います。

JRについては、勝浦駅エレベーター設置のための予算が6月議会で計上され、早期の設置を強く求めるものであります。

では、高速バスについてはどうでしょうか。現在、勝浦市を通る高速バスは、横浜・羽田空港行きと東京行きがあり、横浜・羽田空港行きが1日4便、東京行きが1日6便運行しています。私も利用している一人ではありますが、渋滞等の交通事情により時には到着時間が遅れることもあったり、バス特有の揺れはあるものの、車内にはトイレも完備しており、ゆっくり座れることから、もう少し便数が増えてくれればいいなと感じております。羽田空港行きについては、勝浦を通る便が減り、いすみ市経由の便ができたことにより、不便になったのは言うまでもありません。勝浦市の交流人口増加のためには、勝浦市と都心部をつなぐ重要な交通手段である高速バスの充実した運行は必要不可欠であると考えます。

そこで、まず1点目には、高速バスの利用者の実態状況は把握しているのか、お聞きします。

また、高速バスの利便性の向上は高速バスの利用者のためでもあり、利用者が増えることはバス事業者にとって何よりもうれしいことでもあります。そのためにも、今以上に高速バスの利用者のための取り組みが必要と考えます。そこで2点目には、高速バス利用者の利便性の向上のためにも、ほかの公共交通とのアクセス向上は必須と考えるものですが、市の見解をお聞きします。

3点目には、高速バスのバス停整備とバス停の場所を再考すべきと考えますが、市の見解をお聞きします。

4点目には、現行の高速バスには2路線がありますが、いすみ市経由の便を減らし、勝浦経由の便の増便ができないか、市の見解をお聞きいたします。

5点目には、勝浦・千葉間、勝浦・袖ヶ浦バスターミナル間を発着とする新路線の運行を求めるものですが、市の見解をお聞きいたします。

6点目には、興津久保山台地区への乗り入れとバス停の設置を求めますが、市の見解をお聞きいたします。

7点目に、元市民会館跡地を高速バスターミナルとして利用するのはどうか。市の見解をお聞きいたします。

次に、人口増加のための取り組みについてお聞きいたします。人口の減少は、すなわち消費人口の減少でもあり、地域経済の衰退につながります。勝浦市の活性化のためには、市内における経済活動の振興が重要であります。そのためには消費人口を増加させる必要があります。消費人口には、市内に定住する者と観光者などの来訪者との区別できますが、1つ目として、定住人口増加と交流人口増加のための市の取り組みについてお聞きいたします。

2つ目としましては、勝浦市の定住・移住促進及び市内経済振興の観点から、今回新たに提案したネット市民制度の創設を求めますが、市の見解をお聞きいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（丸 昭君） 市長から答弁を求めます。猿田市長。

〔市長 猿田寿男君登壇〕

○市長（猿田寿男君） ただいまの佐藤議員の一般質問に対し、お答え申し上げます。

1点目の高速バス利用者の実態状況を把握しているかとのことでございますが、これは詳細には把握しておりませんが、年間延べ利用者数につきましては、平成22年度数値で、東京線が1万5,552人、羽田線が3,212人と聞いております。

2点目の他の公共交通とのアクセス向上は必須と考えるかとのことでございますが、利便性を向上するという方向で、十分検討したいと考えております。

3点目の高速バスのバス停整備とバス停の場所の再考をすべきと考えるかとのことでございますが、バス停の整備、またバス停の場所再考の必要性が認められれば、バス事業者に要望してまいりたいと考えます。バス事業者への電話照会では、設置費用、維持管理費、バス料金への影響などから、直ちにその対応は難しいという回答でございました。

4点目のいすみ市経由の便を減らし、勝浦経由の増便ができないかとのことでございますが、小湊バス、羽田空港・横浜駅線につきましては、平成22年12月18日の改正により、いすみ市経由が4往復から1往復に減便され、その分、松野経由が増便されておりますので、現状におきましては、利用状況の推移を見守りたいと考えます。

5点目の勝浦から千葉間、勝浦から袖ヶ浦ターミナルバス間を発着とする新路線の運行を求めるかとのことでございますが、現状では利用希望も把握できていないことから、今後、検討を要するものと考えます。

6点目の興津久保山台地区への乗り入れとバス停設置を求めるかとのことでございますが、バス事業者への電話照会では、現在の乗降状況、経費等の関係からも困難との回答を得ておりますが、再度、その可能性につきまして確認いたしたいと考えております。

7点目の元市民会館跡地を高速バスターミナルとして利用してはどうかとのことでございますが、元市民会館跡地の活用につきましては、市民会議を開催する中で跡地の幅広い活用方法を検討していただき、その結果を踏まえて対応してまいりたいと考えます。

次に、定住人口増加と交流人口増加のための市の取り組みについてでございますが、基本的には行ってみたいまち、住んでみたいまちを築くことが必要であると認識しておりまして、本市の魅力の一つであります自然景観の保全、安全・安心なまちづくりへの取り組みなど、地道に取り組まなければならないもののほか、公的介護施設の誘致、また各種イベントの開催がご

ざいます。また、イベント等との連携を含めた新たなまちづくりの仕組みが必要ではないかということで、6月議会でご承認いただきましたアドバイザー招聘事業を手がけたところでございます。

また、圏央道の開通も視野に入れた来訪者の受け入れ戦略についても検討すべきと思っております。

今後、来年度の組織改正の中で、定住促進や交流人口等の増加策などを推進できる新たな組織の設置を検討したいと考えております。

次に、ネット市民制度の創設を求めるがとのことですが、本市の人口減少が続く中で、その歯どめとなる結果が出ていない現状におきまして、時代のニーズを踏まえた事業として理解するものであります。しかしながら、当該制度の創設に当たり、ネット市民、また事業者からの協賛金の徴収など、課題もあると考えられますので、市が直接行うことが適切かどうかも含め、研究してまいりたいと考えております。

以上で佐藤議員に対する一般質問の答弁を終わらせていただきます。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。佐藤議員。

○7番（佐藤啓史君） それでは、市長の答弁に対して再質問させていただきます。私は一括方式でやらせていただきますので、ご了解いただきたいと思っております。

まず、高速バスについて順次お聞きします。これは私の考えですが、執行部の皆さん、あるいは同僚議員の皆さんは違うかもしれませんが、これからの勝浦と都市部との交流人口を促進する、あるいはそういった取り組みをする上で一番重要なポイントといたしますか、核といたしますか、柱になるのは国道297号線だと私は考えています。今まで交通量でいえば128号線がメインだったと思うんですけども、圏央道のインターは勝浦だけではなく、市長も昨日の一般質問の答弁の中でおっしゃっていましたが、中房総地域、長南町、睦沢町、長柄町、市原市、夷隅2市2町、この中房総地域にとって市原南インター、大多喜町の先にできるインターが開通と同時に297号線の利用度というか重要度はますます増えるものだと考えています。

そういった上で、これは私の考えですが、297号線が非常にポイントになる路線だと思っているんですけども、我々、マイカーで運転するにしても、高速バスもそうなんですけれども、そのインターに行くまでの間に障害のある区間が一部あるんです。それは松野バイパスだと考えています。

私は千葉市まで8年間、サラリーマンでマイカーで通っていたんですけども、たった5キロの区間のためという言い方はあれなんですけど、あれが整備されたら非常に便利になるんだなというのは、千葉市まで勤めていた人間による実感でありまして、市長も公約といたしますか、所信表明でもおっしゃっていましたが、松野バイパスの早期開通というものは高速バスの利用者のためにもなりますし、何よりも勝浦市と都心部をつなぐ重要な297号線の一面に位置する道路ですから、このバイパスに関しては、市長の決意もありましたけれども、ぜひとも、県、国と連携して早期開通を求めるものであります。

高速バスについてですが、これはすべてアクアラインを経由して東京駅、あるいは羽田空港、横浜、浜松町まで行ってるんですけども、アクアラインが開通したことによって新しくできた交通手段であります。アクアラインがなければ、高速バスは勝浦で運行することはなかったと思うんですけども、アクアラインの開通によって新しくできた交通手段、時間的にも、勝

浦からだ約2,000円になりますが、料金的にも非常に便利であります。

しかしながら、私も質問しながら、利用者の数は思ったより多くないというのが実際には感じたこともあります。多いときもあるんですけども、この前のような7月、8月の夏季の勝浦にとって忙しい時期といいますか、夏の時期なんかは利用している人も非常に多いように感じますし、バス停で並んでいる人もいます。しかしながら、便利なのに利用している人は少ないというふうに感じます。その原因の一つが、利便性が余りよくないんじゃないかというのも一つの理由だと考えます。

そういった意味で、高速バスの利用者を増やすためにも利便性の向上に取り組んでいただきたいんですけども、それと同時に高速バスが運行していることを知らない人も結構いるのも事実なんですね。勝浦にお住まいの中でも知らない人もいます。この前も仕事の関係でといいますか、IT関係の社長の方が東京から見えたんですけども、行きは東京駅からJRの特急に乗ってこられました。東京駅から特急に乗るまでに長い距離を歩いたということで、苦言を言っていましたけれども、帰りに高速バスがありますよと教えたら、土屋議員の家の前からだと思えますけれども、それに乗って東京に帰られて、非常に便利だったということもおっしゃっていました。地元の利用者のためにもそうなんですけれども、交流人口という部分でいくと、都心部から勝浦に来る人のためにも、高速バスの事業者はバス事業者ですから、市で云々ということもないかもしれないんだけど、勝浦に来る重要な交通手段、高速バスでもっと便利なありますよというものを告知してもいいんじゃないかなというふうに思います。

市のホームページを見ましても、高速バスのダイヤにたどり着くことができます。実際に勝浦市のホームページを見て勝浦へ高速バスに乗って来る方もいられるかと思うんですけども、市のホームページについて、先ほど岩瀬議員も云々言っていましたけれども、ホームページはまた別の機会にいたしまして、この高速バスが載っている市のホームページ、だけど、JRの時刻表は載っていないと思うんですね。市のホームページからJR勝浦駅の時間を調べようと思ったら発見できなかったのです。高速バスの時間表も見られるんだったら、JRの時間表も見せて、どっちがちょうどいい時間なのかとか、そういったのも必要じゃないかなと思いますけれども、担当課長のほうに、せっかくですからホームページに高速バスの運行時刻表とJRも一緒に掲載したら非常に便利じゃないかなと思います。

昨日もそうですし、京丹後市の話は新創かつらのメンバーからありましたけれども、京丹後市の場合、丹後半島の一番最北端に位置していて、京阪神地区から約2時間の距離、勝浦と立地的環境はさほど変わらないところなんですけども、バスと鉄道と航空時刻表が1つになった冊子ができているんです。これを見ると、勝浦という市民バスです。市民バスに乗って何分で電車に乗って、何分で飛行機に乗れるかというのが一覧でわかるような冊子にできています。これ、勝浦で同じものをつくれとは言いません、お金がかかりますし。つくれとは言わないけれども、先ほど言ったホームページの中にも、そういった市民バスと路線バスとJRと高速バスと、これが1つにして見れるような形になると非常に便利ではないかなと思いますので、この辺は先ほどと含めて担当課長にお聞きしたいと思います。

高速バスの実態状況については承知しました。まず、これを知らない限り次の質問に行けないかなということですので、これは執行部の皆さんも同僚議員の皆さんも運行の実態を知っていただきたいということでございます。

ほかの公共交通のアクセスということですが、この場合、JRとのアクセスとかということではないのです。例えば、高速バスを利用する人が市民バスに乗って、その高速バスのバス停まで行って、ちょうどいい時間で高速バスに乗れるとか、路線バスに乗って、そのまま高速バスのバス停にまで行けるとか、もっと言えば、次のバス停との兼ね合いになりますけれども、市民バスのバス停とか路線バスのバス停と高速バスのバス停が共有とか同じ場所に持っていけないのかという部分のアクセスになりますので、それは先ほど市長の答弁の中で今後の推移をというお話だったので、ぜひ検討していただいて、場合によってはバス事業者に対して、例えば市民バスのバス停を一緒にできないのかというような形で話ができるのであれば、お願いしたいと思います。

次のバス停の整備とバス停の再考についてなんですけれども、これはご提案であって、また要望になります。しかしながら、先ほども申し上げていますが、市が行っている事業であれば、もっと強く言えるんですけど、何せバス事業者がやっているものに対しての話になります。ただし、バス停を見ても、もう少し何とかしてもらえないか。先ほども言いましたけど、夏場、勝浦に海水浴、あるいは旅行で来られたんだと思いますけれども、高速バスのバス停で真夏の日差し、遮るものが何もないところに、真夏の日差しに汗をさらしながら、恐らく東京から来られたんでしょう、旅行者でしょうから両手に大きな荷物を抱え立って待っている。あるいは、宿戸のセブンイレブン前のバス停では、小さい子供がリュックをしょってお母さんとお父さんと一緒に立って待っている。ああいうのを見ると、親切ではないだろう。事業者ももう少し考えてほしいと思いますけれども、勝浦市にとってもバス停の整備を、すべてとは言いませんけれども、せめて雨風しのぐ、あるいは夏の日差しをしのぐ屋根、あるいはベンチ、そういったものを整理できないものかどうか。

また、バス停の場所についても、例えば勝浦から高速バスのバス停まで送って行って、そこでおろせるような場所、乗り入れができないような場所ではなくて、もう少しまとまった場所にバス停を移動することができないのか、そういったものも市として何とかできないものか。これももう一度、担当課長としての考えをお聞きしたいと思います。

もう一つ、仮にバス停を移そうとする場合に、どの程度の費用が考えられるのか、わかればお聞きしたいと思います。

いすみ市経由の便、あるいは日東勝浦便云々の件は結構です。

勝浦・千葉間、勝浦・袖ヶ浦バスターミナル間についても、要望であり、提案させていただいたもので、今後の中でもしといたしますか、実は袖ヶ浦バスターミナルまで行って、そこからバスに乗って東京へ行くという方も私の周りにもいますので、そういう便が増えれば非常に便利かなと思いますので、その辺も今後、事業者に対して必要であれば、市として対応していただきたいということで、これも結構です。

ミレーニアの件ですが、皆さんご存じのように、このミレーニアの地区というのは勝浦の中でも特別というわけじゃないんです、先ほど市長も言ったスローライフという言葉がありましたけれども、都市部から、都会から、リタイアされた方が非常に多い地区であります。自分たちは勝浦でのんびり暮らしていて、子供たちは東京や横浜にいる。あるいは、昔の同僚や友人が東京、横浜、埼玉にいるから、週に1回、向こうへ行って会っているんだとかいう形で、勝浦の中でも高速バスを非常に利用する、あるいは潜在的な利用者の多い地区であります。

実際に私もいろいろお話しさせていただいている中で、場合によっては署名集めもしますよ、事業者に対して提出しまよすという言葉まで聞かれましたし、現状、興津バイパスのセブンイレブンまで歩いておりにかなければいけないらしいんですが、ちょっと中へ入っていただだけで結構なんですということなので、これも、私も今回、議会終わった後に、市の答弁はこれでしたという形で、こうしようという話を今後させていただきます。

市民開会館跡地のバスターミナルの件ですけれども、これも一つの提案なんです。市長も市民会議を設置して、幅広い意見を取り入れながらという形がありました。どうしても市民会館跡地にそれをつくれということではないんです。高速バスの利便性を上げるのであれば、市民会館跡地じゃなくても、とにかくバスターミナルのようなものが勝浦にあったら非常に便利だと思っています。それは昨日あった警察署の跡地でもいいですし、駅裏でも、あるいは松野バイパスが開通した暁には松野のあたりに大きなバスターミナルをつくる。そうすれば、小湊のほうから、あるいは御宿のほうからもそれを利用する人も増えるかもしれないと思いますので、バスターミナルを何とかする、できれば、いいなと思っていますので、今後の総合計画の中で取り入れていただきたいということを要望いたします。

いずれにしても、高速バスに関しては事業者に対しての市の取り組みに対してお願いするものですから、私の質問したということに対して、市としても事業者に対して強く言っていただきたいと思います。

次に、定住人口と交流人口増加のための市の取り組みについてなんですが、これは質問する前に市長以下、執行部の皆さん、同僚議員の皆さんそうなんですけど、1つの共有した認識を持たなきゃいけないと思っているんです。勝浦市にとっては、人口を増やすなんて長年の課題で、理念とかは違うかもしれない。前提条件だと思うんですけれども、幾らほかでやっている定住促進策をまねしたとか、セクションをつくってやったところで、一番大事なものは、今住んでいる我々が、勝浦で生まれ育った人間、あるいは勝浦の魅力に引かれて移り住んできた人たち、みんなひっくるめて勝浦に住んでいる人たちが、この勝浦がすばらしいんだという認識を持ってなきゃいけない。そして、勝浦が好きなんだ、住みやすいんだというふうな、まず勝浦に住んでいる住民全員がその認識を持った上でなければ、勝浦の人口減少問題に対する取り組みは何も始まらないと思うんですけれども、私の考えは間違っているのか、市長にお聞きしたいと思います。

私の場合はそれが前提にあって聞くんですけれども、同様に市の執行部の皆さんもこの人口減少問題に対応するために認識を共有してもらいたいんですけれども、今、担当課長の皆さんがもろもろ事業をやっていく、施策をやっている中で、すべてが人口減少に対応する事業なんだというふうに思う必要があると思います。というのは、今やっているものは移住者のためにやっているんじゃないんです。今住んでいる勝浦市民のためにやっているものなので、今住んでいる勝浦の人たちが満足しないのに、移住者が満足するわけないと思うんですね。そういうことから、課長以下、係長、職員、全員が今やっているものをきっちりとなす、そうすることが勝浦の人口減少問題に対応するんだということを、まず市の職員の皆さんも、そういったものを持つ必要があると思うんですが、これについても先ほど言った部分と、市長にぜひお聞きしたいと思います。

答弁の中で定住人口、交流人口についてのお話がありました。定住人口は後にしまして、交

流人口の関係ですけれども、勝浦は交流人口の取り組みについては先進な市になっていると思っています。ビッグひな祭り、あるいはタンタンメンもそうですけれども、そういった交流人口を増やすために勝浦はほかからまねされる市になっているんだと思っていますので、今やっている交流人口増加のための施策をさらに強化していただいて、もっと増やす、もっと言えば、市長も言っていますけれども、せっかく勝浦に来てもらって、食事もしない、お土産も買わない、泊まらない、この3ないでは全く困るので、来てくれた人によって勝浦の経済に波及するための取り組みを今後考えていっていただきたいと思います。

それと、同僚の岩瀬議員からも地域資源という話がありました。この地域資源というのは、新しくつくる必要はないと思います。一緒にいすみ市役所に行政施設で訪問したときに、いすみ市の空き家バンクをやっている担当課の課長は、空き家が地域資源ですと言いました。私はその言葉を聞いたときに、空き家を地域資源ととらえて取り組んでいるこの課長はすごいなと思いました。地域資源と言えば、勝浦で言えば、恵まれた自然や景観、新鮮な食材等々を想像しましたけれども、空き家を地域資源ととらえる。私は自分で言うわけじゃないけれども、平成18年12月にタンタンメンでまちおこしをしましょうと言いました。総務課長や福祉課長は当時聞いていたと思いますけれども、そのときのタンタンメンを地域資源で盛り上げようといったときに、みんなから変な話、白い目で見られたようなところがあります。でも、それは別に今まであったものにスポットライトを当てて、地域資源としてプロデュースできれば一番いいんだけれども、そういった埋もれている、眠っているものを地域資源とすることで、勝浦の交流人口はさらに増えると思いますが、もしお聞きできれば、担当課はわかりませんが、お聞きしたいと思います。

○議長(丸 昭君) 佐藤議員の質問中でありましても、午後2時15分まで休憩いたします。

午後1時59分 休憩

午後2時15分 開議

○議長(丸 昭君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐藤議員。

○7番(佐藤啓史君) ネット市民制度のところから続けさせていただきますが、ネット市民という言葉を使っていますけれども、それがいいかどうかというのがありますが、私もいろいろ考えて提案させてもらっています。無責任に自分でつくって考えてやったわけではなくて、何とか勝浦に住む人を増やすためにはどうしたらいいのか。そうしたら、まず、勝浦を好きな人を確保したらいいんだろうということで、インターネットを通じていろいろな情報も提供できますし、その情報によって勝浦に人が訪れてくれて、勝浦のいろんなお店や旅館、飲食店などを利用していただければ、地元の経済にも波及するだろうということで提案したものです。

また、京丹後市と思うかもしれませんが、京丹後市でもほとんど似ているのです。若干違いますけれども、京丹後ふるさと応援団というのがあります。これは年間1,000円でやっています。ふるさと応援団の団員にはいろんな特典をつけて、遊びに来てくださいよ、住んでくださいよというのをやっているんです。お金の出入りがあるのは承知しています。スポンサー企業を募集すれば、そこで募集スポンサーからお金を徴収して、あるいはネット市民から年会費みたいなものをいただく、そのお金の出入りがあるのは当然承知しています。ただ、私も提

案して財源はどうなんだと言われたときに、そんな無責任な言い方もできないと思ったので、このネット市民を運用するには、自前でやるしかないんじゃないかということで、ネット市民から会費をもらって、スポンサー、あるいは企業からはお金をいただいて、これをネット市民が運用できないかということで提案させてもらっているものです。今年じゅうにどうこうとか、来年じゅうにどうこうということではないので、先ほど市長も言った組織の改編もあわせて、これをもしできるのであれば、やっていただきたいということをお願いを申し上げます。以上です。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。猿田市長。

○市長（猿田寿男君） 先ほどの質問の中で、定住促進を進める、または交流人口を促進させる、こういうようなものを進めるということは、我々も含め、市民の皆さんがこの勝浦市を愛するといえますか、好きにならなければ定住人口も増えない、交流人口も増えない、これはまさにそのとおりだろうと思います。自分のまちに住んで、この自分のまちを愛するということは絶対必要であろうと思います。

一つの例として、長野市の隣に小布施町というのがあります。これは1万1,000人ぐらいの小さな町でございますけども、ここは昔葛飾北斎が逗留し、葛飾北斎館があったり、栗が非常に名産なので、小布施堂というところで、たしか栗かのごみみたいなものをつくっている。この小布施町は、普通ならば長野市に合併されるとこなんでしょうけど、小さな1万1,000人で堂々とした町で張っている。観光客が全国から集まってきている。ここは小布施の皆さん方がまちを愛して、例えば、自分の庭に花をいろいろつくって、観光客にも自分の庭の中に入れてきてもらう。どうぞ見てくださいというようなことでもてなしをそこでやっているというようなことで、自分のところに住んで、自分のまちを愛するというのが定住を促進する、交流を促進する、こういうものであろうと思います。これはまさに観光施策にも通じると思っておりまして、先ほど佐藤議員からご意見いただいた中で、まさに賛成でございます。

この人口減少問題に対応するには全庁挙げて、いろんな角度から取り組む必要があるということだろうと思います。

ネット市民制度の仕組みというものについても、私はこれを非常に興味を持って見させいただいたので、来年の組織改編においても、今後、これを研究してみたいと思いますので、よろしく願い申し上げます。以上です。

○議長（丸 昭君） 次に、関企画課長。

○企画課長（関 利幸君） お答えをいたします。まず1点目のJR時刻表とホームページの関係でございますが、ご承知のように、ホームページは平成12年に立ち上げをいたしまして10年ほどたっているということもございます。したがって、容量等の関係もありますので、この場で直ちに了承というわけにはいきませんが、リンクにつきましては検討させていただきたいと考えますので、よろしく願いいたします。

2点目のバス停整備の関係でございますが、担当課長といたしますと、基本的には事業者ということで考えております。しかしながら、大多喜町におきまして、三育学園等の要望等におきまして、バス停を設置したという事例も聞いてはおりますので、その辺につきましては状況により検討をさせていただく一つの課題にはなるかなとは考えております。

次に、費用負担でございますが、基本的に細かい部分まで私のほうで承知をいたしておるも

のではございませんが、ただいま申し述べました大多喜町の事例で申し上げますと、建ててから大分たっているということもあるとは思いますが、80万円ほどということ聞いております。しかし、立地にもよりますけれども、塩害を考慮いたしますと、アルミ製とか、そういうものも考慮に入れて建てるということになりますと、この経費の2倍から3倍はかかるのではないかと考えております。

次に、ミレーニアへのバスの運行でございますけれども、この件につきましては、先ほど議員ご指摘のように、利用者の状況も大きくかかわってくるのであろうということでは、私のほうも同様に考えております。ただ、バス事業者への簡単な電話照会なんですけれども、基本的にはその利用状況にもよるんでしょうけれども、現状においては非常に難しいというようなことでは聞いておりますが、この辺につきましては、先ほど答弁いたしましたように、再度確認をしてみたいと考えております。

次に、事業を進める上における経済波及効果ということで、これにつきましては市長のほうからも、この議会におきましても触れておる部分がございますけれども、当課におきましても総務省におきましてアドバイザー招聘事業をちょうどやり始めたところでございます、この8月、9月に交通事業者であるとか、大学であるとか、若潮高校であるとか、また、三日月ホテルであるとか、宿泊関係の方のところにもある程度お邪魔をして、今後の展開の前提としていろいろ意見交換なんかもさせていただいております。このアドバイザーの招聘事業につきましては、最終的には組織として経済の効果が生まれるような形で、今のところ基本的には早急に整えられるものではございませんが、ゆっくりとある程度の時間をかけながら、そういう組織ができるようにということで、今、取り組んでおりますので、その辺をご理解いただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。佐藤啓史議員。

○7番（佐藤啓史君） それでは、最後になります。移住、定住促進、2地域居住、一時滞在とか、交流人口増加、そういったものの取り組みをする上で勝浦市がほかのまねをしてもしようがない。大きいまちであれば、すべてをターゲットにして、10人いれば10人をターゲットにしてできると思いますが、勝浦のような小さいまち、限られた財源の中でやるのであれば、コアなターゲットをしっかりとつかむ部分が必要だと思います。すべてをつかむのではなくて、勝浦を好きだというコアな部分の人たちにスポットを当てて政策展開することが一番有効なやり方だと思っております。

定住者の中にも2通りあると思っております。一つは、都心部からの移住者、もう一つがこの勝浦市、御宿町、いすみ市、大多喜町、鴨川市、こういった一つの生活圏の中からの移住者、2通りにターゲットを絞る必要があると思っております。都心部の移住生活者は、おそらく自然志向派の田舎暮らしを求める人が来ると思っております。しかしながら、同じ外房の地域と一緒に住む人たちは、そういう志向は持ってない。持ってなくはないと思うんですけれども、そういう人たちのターゲットを絞るときには、隣町よりも魅力のある一つの政策にスポットを当てる、あるいは、隣はやってないけれども、勝浦ではやっているから勝浦に行こう、そういうような政策に取り組むことが、地域内移住を獲得する上で一つ有効だと思います。実際に私の同級生で勝浦出身、勝浦育ち、今は大多喜町に住んで勝浦に勤めに来ている、そういう地域内移住を勝浦はされちゃっている。そうではなくて、今度は大多喜町やいすみ市や御宿町、鴨川市から地

域内移住で勝浦に住んでもらうような魅力のある政策をぜひとも一緒に考えていきたいと思
いますし、これからの人口減少対策をする上で、言い放しではなくて、執行部の皆さんと知恵を
出し合って取り組んでいきたい。そのためにも今後もいろいろな情報交換しながら、情報を共
有しながら、私も頑張っていきますので、皆さんと一緒にこの人口減少問題に対して今後も取
り組んでいくことをお願い申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとう
ございました。

○議長（丸 昭君） これをもって一般質問を終結いたします。

休 会 の 件

○議長（丸 昭君） 日程第2、休会の件を議題といたします。

明9月10日及び9月11日の2日間は、会議規則第10条第1項の規定により休会いたします。

散 会

○議長（丸 昭君） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

9月12日は午前10時から会議を開きますので、ご参集を願います。

本日はこれをもって散会いたします。

午後2時27分 散会

本日の会議に付した事件

1. 一般質問
1. 休会の件